回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。
(当該問題に関する詳しい情報、知識がありません)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点

- 国民総背番号制又は社会保障番号の導入が出来なかった
- 職員団体の合理化反対が事務革新の隘路となった。
- 加入記録の整備・保存・管理等の事務が重視されて来なかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長（国民年金課長） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ほとんどのケースについて、マスコミの報道で知りました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁定請求時に、取証の申立てについて徹底的に調査する以外に方策はないと存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

100%完璧な記録は不可能と考えておりました。
標準報酬の遡及訂正、遡及喪失については、
その掌におかったので承知しておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点と云えるかどうかわかりませんが、
早期に国民総背番号が実現できていれば、
ここまで拡大することは防げたものと思います。
現状も同様と存じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・昭和45～46年当時事務所窓口で脱退手当金の受付及びその処理を行っていたが、当時会社担当者が脱退手当金の請求に来るケースが多々あった。この場合、退職手当に充当していたのではないか。

・脱退手当金の請求者は、年金記号番号を複数持つ人が多かった。その場合、重複取消届を提出する指導を行うが、この指導がもれた場合、二人の記録が存在することとなる。

・更には、生年月日訂正、氏名変更も多かったので、これが重なれば別人記録となってしまう。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・国民全員が納得はしないと思うが、終息宣言を出すべき。
又この質問を国民にアンケートを取ったらどうか

質問の答えと違うと思いますが、2点。

・年金受給者から、記録がもれているとの審査請求があり、本人からの申立てにより、当時の同僚、数名の旧台帳を調査した。その結果、申立てのとおり実在したので、認定したケースがあった

・昭和45～の頃は、従業員募集の広告には、社会保険完備の文言が必ず入っていた。この頃の記録が不明の方の聞き取りでは、この社会保険完備を意識して入社したかを聞き取るなどが参考になるのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

具体的に知るのは 平成18年の5000万件の年金記録問題の報導

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・自民党の参議員選挙のため、職員は記録問題の解決策をやらされている意識があったのでは、もう少し本庁も事務局等にていねいな説明をした上で、解決策を示すべきであった。
又、社会保険庁として実施すべきであった。選挙のパフォーマンスに振り回された感じがしている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上（○印） c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者の中には「厚年保険証」を1人で10枚保有している者がいる。10も途中で名前を変え、生年月日まで変えている。こういう労働者の実態を行政で統一的な把握には、そもそも無理がある

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に気永に、少しずつ進めるしか途はない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が完全ではないことは万人が承知していただろうが、具体的対策として出来たことは小生には無い

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・いかに戦時下であったにせよ、年金制度スタートに際しあんなボロ紙台帳を使ったのは不可解。戦政の厚生保険の紙台帳についてはもっと上質であって欲しし、建物も長期保存に耐えるよう配慮をすべきであった。年金は、将来の為[illegible]と言われても仕方あるまい

・短期間にしても部分[illegible]にしても、歴史・実態からして台帳はあやふやなもので、これを完全無欠的な給付に反映させるには無理がある。もっとおおらかな仕組を考えるべきではないかと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⑨ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便により本人確認

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、年金は長期間の記録管理という観点から、記録の不備については、年金の請求時に聴取に基づき解決されると理解していた。
時期については定かではない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① マニュアルに則り適正に処理したと思う。

② 制度改正する際、経過規定も多く、また特例措置などにより制度を複雑にしないことが必要ではないか。

③ 記録上の問題は業務課の文書で当時の記録処理上の問題点が記載されていると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ⓓ地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限を定め、それまでに申し出があったものは完全に調査し、申し出がなかったものは手を付けないで別管理する。年金定期便で周知しているため。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたが。

調査依頼文の裏面にある5項目の事象を知ったのは、マスコミ報道されたことによります。

この問題は、1つしか持てない年金手帳記号番号を複数持つ者がいたことだと考えます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織が決めた対応策の着実な実行を行いました。

反省点は、手作業で管理していたものをコンピュータ化する際に、十分な確認を行わなかったのではないかと考えられる点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・私が実務を担当していた昭和40年前半は、脱退手当金を受給する人が多かった。
・又、お産を隠すためか、過去に持っていた厚生年金の被保険者番号を届けない人が多くいた。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時に年金記録問題は認識しておらず、退職後に報道等で認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

もれがあると思われる方に、とにかく申し出ていただくよう広報するべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~認識~~ 存知したのはマスコミで取り上げられるようになった平成17・18年頃かと思います。
当初は数の多さにびっくりしました。
20代と30代に業務センターで年金裁定の業務に携わりましたが、地方庁に入念に記録照会を行った上で裁定していましたので、少くとも受給者の方の記録もれは無いものと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録照会の結果「該当記録なし」との回答も少なからずあったように思います。
何をもって「記録なし」となったのか時の追及はしませんでしたが、中には生年月日とか名前のちょっとした相違で「記録なし」とされた方がいらっしゃったかも知れないとは推察いたします。
このような方の場合は改めて認めて上げても良いのではと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金請求時に記録と統合することが、費用と手続きに対して最良と考えていた。

(質問との答です。記載する場所を間違えました。すいません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度発足時に基礎年金番号に統合できない厚年固有番号が存在すると知ったとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2の答

1、年金記録と本人の記憶を突合せる以外解決の道はない。
2、その際、明らかに本人の記憶違い以外のものを除き、申し出にそった記録にすること。
3、費用との関係(国として)も得策ではないか?
4、不公平感を抱く人がいるかもしれないが、ある面やむを得ない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者、特別便の回答を基に、個別に関係資料(申告)の整合性を確認することが基本と考えます。

最終的には、一定条件の資料が得られるときは、国の責任として申出を認めるのも一策と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

終戦前後の混乱期の年金記録は、被保険者記録台帳が戦火等で消失、台帳の紙質やインクなどが粗雑なこと等で判読できず、コンピュータシステムへの移行時に、データ入力が困難なものがあると聞いた記憶がある。(昭和40年前後)。これ以降の年金記録問題は単純な事務ミス以外は存在しないと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

終戦前後という混乱期の年金記録問題は年金裁定請求時に調査確認して、一定条件が整えば認められるものと思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁を払い出し、1人一つの番号払い出しを徹底すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①基礎年金番号が設定される以前は制度別(厚生年金、国民年金、船員保険、共済)に番号が払い出されており、また、制度別に記録が管理されており総合的に欠けていた部分を見受けられた。

②被保険者が事業所を変った際は必ず被保険者証を事業主に提出することになっているが[redacted]他人の手帳等で再加入の申し出がない場合は年金番号の二重払出しが行われていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン又は磁気テープによって資格取得面を処理する際、窓口装置のディスプレイに年金番号の払いもしの有無を表示し、再取得の場合は、すでに払い出されている年金番号を表示する体制としたが、しかしながら、システムでは同一氏名で同一生年月日であっても同一人である可能性があると思われるというところまでであり、被保険者及び事業主の協力が不可欠でした。これらの指導徹底が不十分であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b)本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d)地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

質問１

地方庁で紙管理している時代から本庁で、その当時では最新の機械化を進めてきたと考えている。今でこそ即時更新型で漢字、カナの収録が当たり前だが、年金問題時の報道では「いい加減な社保庁の管理ずさん」であるとの言い方は許されないことです。昭和の４０年から６０年代は民間でもその程度以前のシステム化であったわけですから　マスコミの騒ぎようは尋常ではありません。

また、当時としては大変膨大な記録管理でその方法しかとり得なかったと考えています。（予算の関係も含めて）

質問１の意味するところがよく理解できません。

質問２

[redacted]時代に本庁からの指示で大量の旧台帳と記録の突合を職員総出で行ったが、①大量で旧名簿の突合に時間を要すこと、②短期間の指示であったこと、③職員総出の業務で他の業務がストップせざるを得なかったこと、④最も大事である保険料収納対策が停滞したことなど反って職場の混乱を招く結果となった。処分問題と社会保険庁解体問題などなど重なり、毎月、若手の優秀な職員がやめていったため、記録補正する職員の確保に大変な時期があった。

政府の方針も理解できるが、時間をかけて記録を補正していくしかないと考えている（社会保険事務所で旧台帳を知っており記録管理に精通している人でないと誤った補正をする可能性があり、時間がかかる）

質問３

昭和５９年に社会保険庁業務課に異動した部署（企画班）で資格担当となり、資格記録のオンライン化をすることになり当時の資格記録ファイル（バッジデータ）を調査したときに不備記録を調査したことがあり存在を認識していた。

質問４

担当者として報告書を提出したと思う。

当時の社会保険庁幹部が全員認識して、裁定処理改善への予算措置は当然であるが、資格記録の補正（当面先のことであるが）について予算措置は全体枠があり順位は低いが数年度に分けて措置すべきであったと考える。

また、基礎年金番号管理システムの過去記録の整備や重複記番の整備も最重要課題として優先すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d.)地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に目新しい考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会やマスコミで取り上げられた頃時期です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務局長として職制の限り、解決に向けて対応しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主届出和文は改制すること、質誤届けが多い。(氏名、生年月日、報酬)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なんとかならないだろう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今さら書くことなし。大臣の主張が次々変ることは、道に悪をなげたようだ。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

但々対応の変る発表にはどうしようもない
(回答のない方々には氏名を公表)(場合)
すでにあるが脅迫のような文である
いつ、何に、誰が、どこで公表するのか公にされたい。
(個人的には不要)　(テレビ、新聞)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	~~本庁~~ 地方庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別なことは知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題なんざはったことのない者にどのような方策をとればよいか、との質問だが、無責任な解決案を出しても問題だ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題にたずさわった(直接)ことがないが、正確さが絶対的だと認識としていた
問題が存在することを知ったのは今回の問題が表に出てからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録を1人の人にやらせず複数の人を通す必要があった

実情は不明だが、年金記録はアルバイトの職員にやらせていたとの話を聞いたことがあったが、アルバイトなど無責任

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者 [redacted]
所属	[redacted] 本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、特に年金記録に問題はなかった。
然し記録の必要性や重要性に付ては余り意識していなかった。
問題の存在を知ったのは退職後何年か経って
保険料納付の時代 NHKのニュースで知った
驚いた。心配した。が、どうすることもできなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思うに資料保存の不備が原因と思う。
(注)紙ベースから新しい方式になる[illegible]組合員相互で知っていた
らしい) 社保事務所では協力する為に本の記録に残
って有効、それを放棄した不備な書類をその後
本所(業務課)に送付したらしい。これに何人の担当
されなかったので、これが常態化した。
業務課から(○○の点が不明、再調査の
上返送せよ)の依頼文書があったなら出先として
はそれに[illegible]せざるを得なかった筈と思う。
だから「最後の砦を守らなかった業務課(本庁)の責任
は大きいと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

65才以上の方は特別立法で救済しかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に解決できるものと考えていました。厚生年金番号を複数枚持っている方などが中心ですが、昭和40年代からです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 請求方式ですので、請求された時点で解決されると考えていましたから、特別な対応は考えていませんでした。広報等でご周知して行くしかないと考えていました。
- 今検討されている年金通帳方式が一番良いと思います。一ヶ所で記録を管理してもらうことが前提であった。被保険者も管理して行くことができないと将来同じ問題が発生すると考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に調査する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に記録されねばならぬものと認識していた。
問題があるとは知らなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員に対する問題意識の徹底

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録の整理は の~~議~~ 検討したように、~~〓〓~~ 迅速に処理することと、これからは、現在行なわれている記録のお知らせを定期的に実行することは、管理する側のみならず国民の年金に対する信頼が高まると思う。（そのほかの誤りも指摘される）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度単位（厚年、日年、船保）で番号附番していたので、職業を転々とする人は、3個の番号（厚年適用の事業所→農業→船員）を附番されており、被保険者台帳（原ボ）＋3個存在していた。しかし、平成7年（~~平成~~）の基礎年金番号で各制度統一した時に、1人1番号としたが、当時は、~~現在する被~~ 現在する受給者、被保険者に基礎年金附番したが、全て統一できず、年金の記録がつながらなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の議論としては、過去記録の整理をし、順次、年金の記録をつなげるとしていたが、実行前に、公務員を退職した。

年金の記録は、各個人の人生の厂民であり、慎重に取扱うべきであったと思う。しかし、1億人に達する人の厂民を業務センターの600人で人員で、記録の管理、年金の決定、年金の支払をすることは無理と感ずる。

しかも、年金制度は、5年年金、10年年金の如く、制度改正が多すぎ、その印度、システム変更処理等は大変であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の年金記録については、消滅したものも生年月日を添えて提出したもの等いろいろで一律に記録を統合するのは、困難があり非効率だと思う。

ある程度年金裁定の際に割切って処理をしたらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については年記（質問2）の様な問題が存在していた。年金裁定の時に調べて処理をすることとしていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定時に調査し対応していた。

今の様にコンピュータが発達していなかった時は、手作業による事務処理をしてきており、その時々で官策として処理してきている。今、昔のことをあれこれ言っても無意味だと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注).「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者期間を全て確認することは、多くの予算と人員によっても解明されない部分があるので、どのようにしてどこまでやればよいかの基本方針を明確にもつこと。

○被保険者、受給者の個別照会は、記録確認の基本ベースであるので、継続して行うこと。(全て終了の場合はその必要はない)

○年金記録に不備があった場合、その処理について年金記録回復委員会で新しい基準を作成しているようですが、その推進が望ましいこと。

○年金の受給権を取得するため所定の被保険者期間を要するが、記録上その期間を満たしていない者に(例えば"10年以上の期間のある者にはそれに相応する年金権を附与。)特例措置として法令制定も視野に入れてその是非の検討が望ましいこと。

○被保険者、受給者の年金記録と旧台帳との照合は、全員についてその是非の検討(例えば、年金権の期間を満たしていない者、未納期間のある者、照合で氏名の変更があったが記載されない者等。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録は、長期に亘るのでその管理は大変だと思っていた。
①戦中、戦後の時期に保管していた台帳が火災等に要失し、その回復に関係者（事務所、企業等）が努力していたが、完全に整備するのが難しかったと思う。
②記録は電算化される以前は、紙台帳で事務所単位で年金番号を払い出していたので、その人が異動で他の事務所管轄の企業に移ったとき、又新しい年金番号をもらっている。この重複が多くなり、一本にする方途が見当らなかったと思う。
③年金記録は庶大となり、その一元化、迅速化のため電算化を始めたが経験不足、予算、人員も十分でなかった。当時としては、画期的なことであったが、もう少し時間をかけて検討して始めた方がよかったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○直接年金記録は、長期に亘り管理されるが、不十分ながら電算化されたので、一歩前進したと思う。
○年金記録問題について組織として、職員として議論、打合せの機会が、直接担当する部署を除いて少かったと思う。
○年金記録の事務は、すぐ激効果を求められない要素があるが、比較的（医療事務など）安易に考えられていたと思う。
○組織として、職員としてその時代、時代の法令の仕組み、事務処理要領により努力してきたと思うが、多くの人びとに多大のご迷惑とご心配をおかけし、まこと申訳なく思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に年金記録に問題がある認識はなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和48年東京都電算処理ならびに昭和49年オンライン計画を進めるにあたって、各社会保険事務所の記録を電算化するに当たり、入力記録の完全な確認に~~苦心された~~がというか問題意識を常に感じていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録の照会
社保に記録照会し回答まで1ヶ相当の日時を要しているため回答日時の短縮を図る(業務量は多いと思われる)
人的確保を願います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は記録問題については記憶ない
マスコミで知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指導等により このような事態にならないように
思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

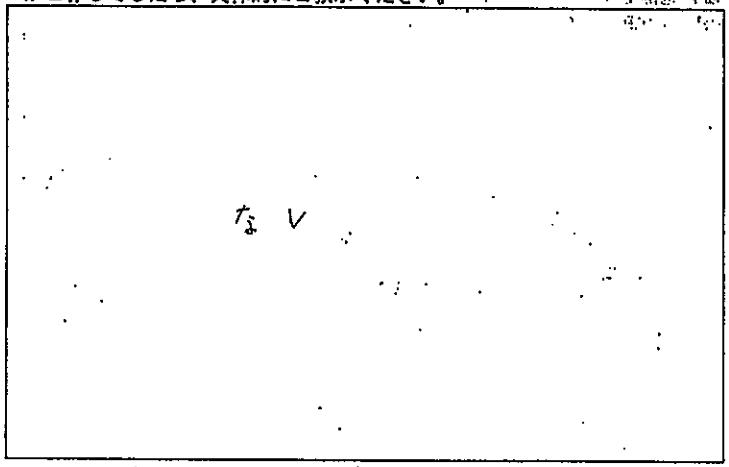

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

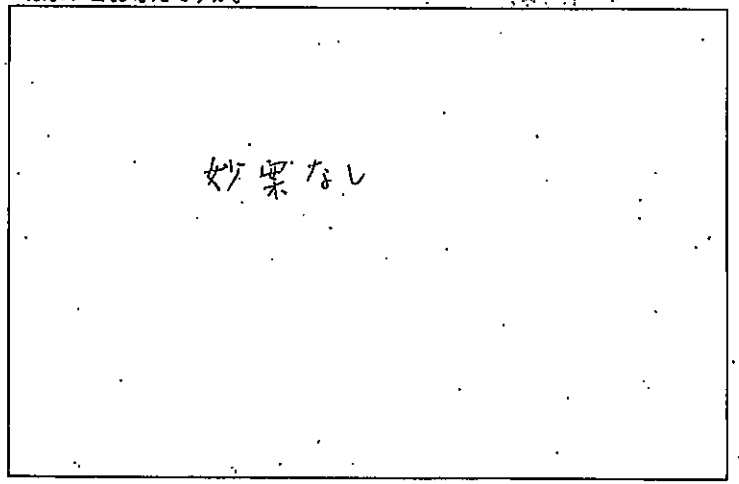

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来年金に繋がるものとして認識しており、問題が存在することについては、新聞情報等で知らされた時点と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題に直接関与する立場でなかったと記憶でありますので、回答出来ません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦災、火災、水害等の災害記録と消失記録及び故意記録は別と思われる。
長期的に第三者委員会が地道に解決すべきと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未収録の旧台帳（戦災、水害、災害等）があったことは承知。
他の問題は離転後。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期の年当、産業及び人的年当があったなら、短期の歴史の中で処理できたと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在取り組まれている方策を、時間をかけて地道に行っていくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入により、記録はすべて整理されているはずと考えていたが、平成１７年頃に、統合されていない記録があることを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の一員として、担当した時効特例の業務に携わった。
この一連の問題が存在する根源は、法が「請求主義」を採っているからだと考えます。裁定請求の時点で過去の記録がすべて繋がるはず、現在行っているような「記録のお知らせ」はあくまでも「サービス」の一環だとしか考えられてこなかったこと、また仮に過去にそういった予算を要求したとしても、当時の考えの中では財務当局には絶対認められなかっただろうと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	社会保険庁社会保険大学校(健康保険の担当教授) 本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. ○地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. ○社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在任中、年金記録について関与していませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今から考えると、紙台帳がコンピューター化の際に最初から基本台帳(住民基本台帳)と統合すればよかったのではないかと考えられます(当時、行政組合等が総背番号制につながるとして反対の話があったようでした。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は十分認識していましたが、直接その事になかったので、最近にこの問題を認識しました。
なお、仕事を通じて年金の問題をPRしても、先々のことと仲々真剣に考えて見れないことが今からもくやまれています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問の2～3に同じ。
皆さんのご苦労に何も手助けをしないで心苦しく思っています。
（なお、現在は町内会の役員として回を抗くくしています）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①時間をかけられない②文句を言った者勝ちが認められることになってはダメなどを考えると、保険料の未納あるいは、標準報酬の下方修正等については、事後の納入状況、等級などを勘案したうえで、認めるべきではないか。ある程度の線を引くことも必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く、認識不足でした。
新聞報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・内部のチェック体制(正常に記録されたどうか)
・本人に1年に1回でも、記録を送付されていたら と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

対費用効果に配慮すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[redacted]

従って、18年余にわたって、国民年金業務のみに従事しました。

国民年金の納付記録については、在職中、記録の誤りがないように厳しく指示し、特に問題が生じておりません。

このことについては、以前に勤務した国民年金課長より照会があった際に回答しております。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存知しておりません。
前記のとおり、私が勤務した国民年金課において納付記録についての問題は生じていないと聞いております。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決するには大変だと思いますが、5年、10年かかるとも地味に、一件、一件処理していくことが大切と思います。

なお、未処理の案件について、留意することは、少なくとも70才以上の方については最優先に処理すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

前記のとおり、年金給付は何十年先に支給されるもので、その時に証拠となるのは事務所の記録だけだから、絶対に誤りがないように正確に記帳するように厳しく指示しました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべき事項なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して30数年になり現在の転出情報は皆無であるのでコメントすることはできない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金被保険者台帳をさん孔タイプライターにより処理していたが、その方法、手順の綿密さに記録ミスを予知することはなかった。また職員は熱心に機械操作の指導を受け緊張して作業に取り組んでいたので記録ミスが社会問題化するなど予想していなかった。
現在も当時の記録に問題があるとは思ってない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和43年10月28日実施した勤務時間内統一転勤大会を企画指導し、これに参加した職員に次の処分をした
16名の賃金カット
4名の文書による訓告
この処分により組合活動は正常化し、前記のような転勤環境に変化し、仕事は軌道にのる
反省点
安易な労組対応が大きな原因のひとつではないのか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題を一律に考えるのではなく、過去の年金記録方式や電算化の優先順位の判断を整理し、合理的なものと問題があるものとに区分し、対応策を考えるべきだと思う。

国民に不信感だけ煽るようなことではなく、制度発足以来の、その時々の社会的背景や国民の意識、事務処理レベル、予算的裏付けの問題もあったと思うので、そのことについても国民の理解を得る努力が必要なのではないかと思う。

現在の基礎年金番号制度では、一人が一生涯一番号の担保がないので、早急に社会保障番号のようなものを実現させなければ、根本の解決にならないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入制度が一制度でも、複数の年金番号を持っている者がおり、年金裁定時に記録統合するために年金支給まで時間がかかる問題があることは知っていた。

いつという特定の時期に知ったということではない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社が人を採用した場合は、過去に年金に加入したことがある方は、被保険者証(年金手帳)を添付して届け出することになっており、会社の担当者にも注意を喚起していたが、初めて加入しますということで、番号が付与された人の中には、会社が十分確認しなかったり、本人が前歴を隠すために、虚偽の申告をしているケースもあったと思う。

一生涯一番号の仕組みが少しでも早くできていれば、いろいろな問題が未然に防止出来ていたと思う。これは、現在も実現していないため、現在も新たに発生しているのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ご本人の了承申立記録の交合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の職員は一生懸命に事務処理に努力しておりました。
ただ、番数リスト（不突合記録）に苦慮する点が多々ありました。
（ご本人が番号を重複してお持ちの方）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご本人との話し合いで解決したこともありました。
最後の消えた年金は、本人を中心に、数多くの年金番号をお持ちの方、請求者数が多いから、名寄せ・重複手続をするから等、行政の立場も難しいことも多く、また、名前、生年月日等職員に確認して転記されていた点等ありました。
※反省点はなかなか考えられませんが、請求者数と記録突合との関係資料と、年金番号は一本化するべきでありました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが御存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 現に進められている方策を地道に実施すること。

(2) 今後の記録を適正に管理する施策を確立し、実施すること。実施のための費用と人員を確保すること。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。[redacted]

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 年金記録の一部に万全でないものがあるとは認識していた。しかし、その多くは年金決定時に解決するものと考えていた。

(2) 昭和37年当時　国民年金の記録について、①市町村の記録と不突合のものあり、また②住所変更で転出先不明のものあり。

(3) 昭和62年当時　厚生年金の記録について、社会保険庁の記録に社会保険事務所の記録が統合不能となるものが生じた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の管理は、限られた予算の中で、最も適正となる方式として構築されていた。　担当していた職務の中で、万全な記録となるよう努力し、改善したものもあるが、次のような理由で、未解決のまま残されたものが生じた。

(1) 職員の意見等が、十分に反映できる組織になっていなかった。

(2) 労働組合が強力になりすぎ、非協力的であった。

(3) 「手作業」→「一部機械化」→「コンピュータ化」に伴なう記録の適正管理には、多大な費用人員が必要で、それが確保できなかった。

(4) 優先的処理が必要な業務が次々に生じ、記録の整備が後回しとなった。(年金決定時に対応すればよいとの考えもあった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年頃から情報としては有っていたような気がしますが、地方や[redacted]にいましたので、具体的なことは[redacted]での旧台帳整理の支援に行ったとき[redacted]に知ったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分の所属する職場で重要な仕事があったので、まず、自分の所掌する業務を全うしようと考えていました。

どのような点が反省点かと言われてもわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁が行っている調査の詳細がわからないので、どのような方策をとればよいかわかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で報道で知った程であり、特別の問題を存じていません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格取得届について手続が行われ決定された場合、事業主を通じて被保険者等に通知するように制度上もなっていたので、その通知書があればそれで立証することが出来る筈。

なお、事業主が手続を怠った場合等、又は倒産した場合などは、税務官署等の協力を得る方法もあると思料します

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全国にコンピューターオンラインを実施し、大量の事務処理に対処したので、まさかこのような問題が内包していたとは、今でも信じられない程であります。いずれにせよ、大量の人的応援が必要だと思われます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁、地方庁とも業務量に比し人員不足が痛感されていたので、積極的な手厚い対応をする必要があると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している対策を根気強く行っていくしか無いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昔は厚生年金保険、国民年金、共済組合という年金制度ごとに被保険者番号が付与されていましたので、年金の裁定請求にあたっては本人からの申出のない期間分についてはつながらない可能性があると認識していました。
昭和40年代の後半に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成7年に基礎年金番号制が取り入れられた時にいくつもの手帳番号を保有している方については、すべて基礎年金番号に一本化するように周知・広報を行った。
国民一人一番号の社会保障番号制を導入しない限り、根本的な解決にはつながらないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されているように、ご本人が社会保険事務所に記録の確認することが一番の近道だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中、年金記録問題に関する調査等にかかわってきましたので、知っています。
・年金記録は年金を受給するのに必要な最も基礎的なものですから、厳重に管理する必要があると考えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・私が担当していた適用課では、資格の得喪について厳格に処理をしていました。
[redacted]
・昭和61年に基礎年金が創設されるまでは、年金の通算は行われるものの、各制度が記録独立して運営されていました。
また、昭和36年4月までは記録の通算されない時代がありました。こうした沿革を認識した上で評価すべきだと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

氏名、生年月日、年金記録を基本に、本人への照会を地道に行うことにつきると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には、このような問題は生じていません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・氏名、生年月日の届出を就職(転職)する都度、変えている者がいると聞く。
年金手帳を事業所へ預けたまま、退社(不都合により)した者は、新しい手帳の交付を受け、何冊もの手帳を保持する事態を招いた。
転職は円満退社でない者が多く、次の職場で同一名で就職する事をためらう者が世の中にはいる。生年月日も同様。
脱退手当金については、会社が受領し、退職役別金として渡したとの声を多数聞いている。古い事で個人の特定はできなないが、中小企業における実態は、我々の知らない事象が多々あるようだ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・氏名、生年月日は、事業主段階で運転免許証等で確認し、~~その~~ご確性を追求~~していかないと、届出~~する仕組みを構築すべきである。
(届出の)
・届出内容を住民基本台帳記録との突合を実施すべき。
・総務省第三者委員会委員からの声を良く聞くことも大切と考える。役所の責任にのみ整理するのはおかしいとの話を聞いている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・国民総番号の必要性が叫ばれた時期に、年金番号を多数所持する者がいる事は認識されており、この解決に向け、努力の結果 基礎年金番号制度の導入に到達した。年次計画（限られた予算のなか）により過去記録の整理に取組むこととなった。年金請求主義の制度（仕組み）の中で、裁定時に本人職歴を精査するので"無駄"と言う批判がかなり寄せられたが、踏切った。苦しい予算の中、ここまで到達できた事は評価されて良い。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・過去記録を本人に確認してもらうための仕組みを構築出来て良かったと思う。（結果として作業の途中で5千万件が顕在化した）当時の財政事情からは想像できない予算が投入され、問題解決に取り組んで行くこととなった事は評価。後輩の皆さんには、極めて重い荷物を背負ってもらう事態となった事は誠に申し訳なく思っている。

この問題を政争の具にされた事は誠に残念に思うし、今日も国の財政事情の苦しい中で、もっと効果的（効率的）な処理方法があったと思う。

現在、多くの事業主から無駄な事をやったと批判を受けている。

記録の不備が予想される者を絞り込みして通知する仕組みを構築すべきであった。（政治家やマスコミに煽られて、拙速な取組みが求められたのではないか）

ご協力、ありがとうございました。

[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

残念ながら承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の実務を経験したことがないので
適切なことは言えませんが、現在現役の方々が
ぼう大な量に立ちむかってご苦労されていますが
信頼を取り戻すためにも、地道に積み重ねて
いくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は適確に進達され適正に行はれていたとばかり思っていたので、今回このような問題があることを知り驚いています。
ぼう大な数を事務処理するなかで、若干の誤りはやむを得ないとしても、人為的なものが存在していることは残念です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中このような問題があることを知らずに過したことが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行施策を確実に実行する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミで報道された。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 Ⓒ 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにありません

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録管理の方法は、制度発足時からの手書き台帳、戦後の事務処理機器の開発進展に伴ない カードパンチシステム、紙台帳のマイクロフイルム化、コンピューターシステムへと移行しましたが、いずれもその都度人力による入力変換が必要ですので、その入力変換過程での誤りが、記録の不備の大きな部分を占めているのではないかと思います。その他不備の要因としては、年金記号番号の重複払出、事務処理の誤り、事業主の届出の誤りなどが想定されますが、不正行為による記録内容の誤りは、全く論外の問題で、これは徹底的に究明して欲しいと思います。入力変換過程において発生した記録の誤りは人力により原簿データーと突合する以外に正確を期する方法はないのではないかと思います。費用対効果あるいは作業時間の長期化など各種の問題があると思いますが、これらの作業と併行して、現在おとりになっている本人の申立て履歴を~~[illegible]~~重要視して、多少のリスクがあるとしても記録の不備を補正することは、当面とり得るベターな方法だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ご指摘のような年金記録問題は、マスコミなどの情報によってはじめて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険全般にいえることですが、とくに年金記録の正確かつ安全に管理することは年金制度を維持する根幹をなすものといえます。その業務の性格上他の業務と比較して地味な存在で、担当組織に任せきりであったといえましょう。したがって会議等での議題あるいは指示事項として登場することが少なかったといえるのではないでしょうか。

今回発足する年金機構の業務は、年金に関する実務が主体となることと思いますので、発足後上部下部を問わず、管理者あるいは管理者となる方には、何らかの方法で一度は給付及び記録などの実務を組織的に経験していただくことによって、年金制度の基礎的な業務への認識あるいは関心度を身につけていただければと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不知

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5000万件問題が公になったとき認識

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁からの指示に基づき、適正・効果的に処理するよう事務局・事務として対応した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行政において様々対策を実施され大変ご苦労いただいておりますが、他に方策は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入される以前は、年金番号の払い出し事務に制度的な不備があったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省としては、社会保障番号（基礎年金番号）等の導入が、もっと早く実施できていたら良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、採られている方策を根気強く続けるしかないのではないか。

別の方策など考えが付かない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、年金記録問題など存在しなかった。(存在したとの認識はない)
問題の存在を知ったのは、新聞、テレビ等の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみても
当時年金記録、年金裁定業務に直接携っていないので、明確なことは言えない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・存じてかりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・退職後知りた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金特別便」または「年金定期便」に回答された経歴と、オンライン上の記録との不整合について、経歴に沿って記録をさがす方策をとったら如何か。(地道であるが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁から本庁へ年金記録を送達する事務処理が、県毎に異なる為、統一的な事務処理が出来にくいと思った。(昭和〇〇年頃)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記3の事をふまえ、その頃から船保の記録の電算化を担当することになり、全国統一の事務処理に努力した。

地域により、氏名の読み方(フリガナ)に違いがある。

例 関東圏---シチロウ 七郎

関西圏---ヒチロウ 七郎

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無い。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に実されている「特別便 青色 緑色」これからも実施される「定期便」についての、結果、効果、若しくは問題点、処理状況等が判らないのに良い知恵が浮かぶ訳が無い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は、膨大な数の情報を如何に正しく且つ正確に記録・長期にしかも安全に保存する。このことが如何に難しく加えて多大のエネルギー等が必要かと感じたのは昭和37年

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、若輩であり与えられた事務を職員各々が的確に遂行することが、社会保険職員の責務と考えた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ※平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

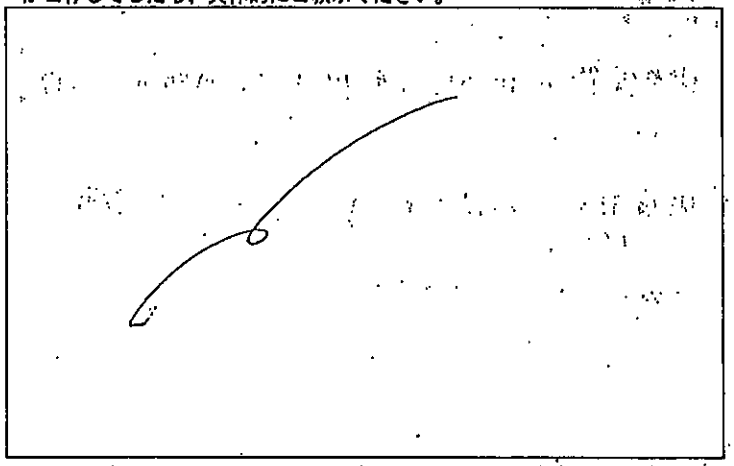

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

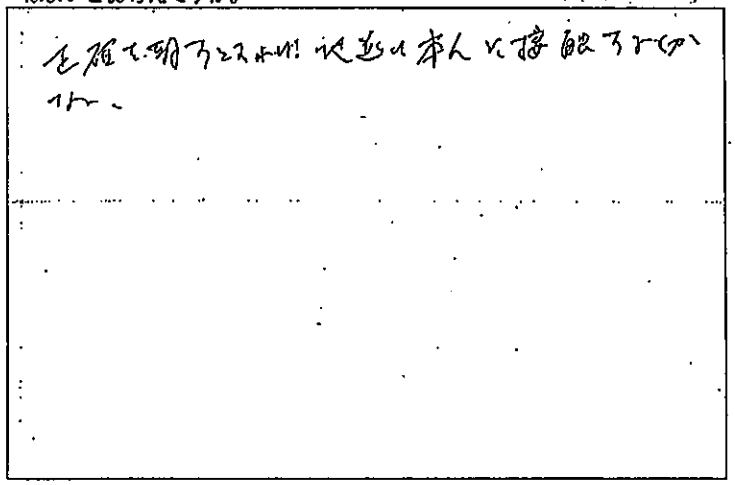

公表可

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・船員保険の旧台帳記録以外は、問題が言われなかった。

・船保記録に付は、すべてがコンピューター記録（旧台帳含）
になっていることをなかっていたのではないか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

はをんてし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

はにてし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

はなにてし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

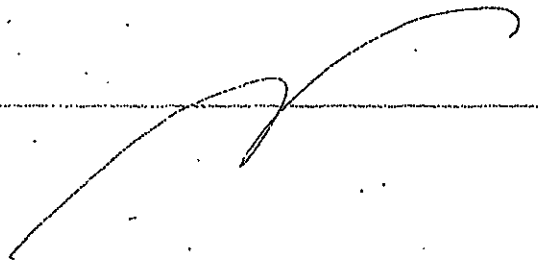

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 企業が従業員の採用に際して、個人の情報を適切にはあくすることが難しい時期があったと思います。その結果として氏名(表記をいろいろ使っている例がある)や生年月日が正しく届けられなかったケースが多くある。
- 昭和20年代～30年代の事務用品の質などが、その後の記録の誤りの不正確さにつながったものであると思われる。
- 現場の事務を混乱させたり、複雑化させるような制度改正もあったのではないか (特例納付、3号被保険者等)
- 度重なる制度改正で、適用拡大が行われてきており、過去の適用状況への理解ができず、問題を複雑化している。
- 戦中から昭和20年代にかけての企業の成立、設立、統合、分裂など複雑で、この時期に働いていた方たちの加入状況は複雑である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 特別便、定期便にしっかり対応すること。
- 第三者委員会の判定をより申出者の側に立って迅速にしていただくこと。
- 本格的な制度設計をして新たに実施する際は、損得論を云う必要のない制度を構築し、国民の理解を得る説明をして経過措置など設けない、すっきりした形でスタートしていただきたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録問題として特別な認識はしていない。
- 年金相談にあたり、複数の番号を持っている方も多かったが、番号をしっかり持っている方の場合は、記録をきちんとつなげられる状況であり、元の記録は相当しっかりしていると思っていた。
- 従って、1人1番号が基本であるが、現実としては、年金裁定時に職歴確認し、記録をつなげて行くこともやむを得ないことであった。
- 問題が存在することを知ったのはいつ頃かは不明。ただし、複数の番号を持つ方がいることは、昭和35・6年頃には仕事上知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1人1番号の大切さは、機会あるごとに話した。
- 記録の確認にあたっては、来訪者の話をていねいに伺い、お互いに考えられるヒントを出し合いながら、探しあてることに努めた。
- 年金に対する不信感(期待感のうすさ)は今になって始まったものではなく、昭和30年代でも同様であったと思う。年金をもらう時期になってはじめて気づくものかも知れない。
- 現実社会は、これまで年金制度を前提に動いてきたものでないし、現実社会を裏方としてささえるのが社会保険制度の役割だと思ってきました。
- 政策立案に当たる国政の指導者層の方々に対して、実務の現場における視点をふまえた社会の現状をしっかりと伝え、理解していただく力が持てなかったことを反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありませんが、現在、社会保険庁で行なわれている対策や処理が確実に実行され、成果が得られることを祈るばかりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、特に年金記録に問題があるとの認識はありませんでした。また、この問題を承知しましたのは、国会で取り上げられ時期と思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点としましては、年金が超長期に亘る制度であることを職員が認識し、事務処理をより慎重に行なう体制を確立することと、加入者本人の確認方法の改善と、加入者に年金番号の重要性を知っていただくことと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題点については承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録を担当したことがなくてなにができるか考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便で回答いただいた方の記録について、迅速に確実に確認し、統合作業を行うことが必要と考えます。

また、今後は、定期便により加入者に確認して、記録もれがないか確認することだと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題と認識したのは今回の問題が出てきてからですが、年金特別便を出すよう申出があったが、それらは過去記録の整理が重要と思っていました。

今回問題になっているような具体的な内容は承知しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接の担当でなかったので具体的な検案もありませんでした。

過去記録の整理は、前から大きな問題があり具体的にはできなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁／府県国民年金課長
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にこれという問題は思い浮かびません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策についても思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期にわたる記録のつみ克服のため、転職の多い人については、いつかわ記録もの等の事項はあると思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全日的な問題のため対応等については考えていませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回投票③

(質問1) 年金記録について、・・・・・・・・・・

承知していません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1　過去の記録の整備は、地道に対処しかないと思います。
緊急を要する記録の回復は、何らかの政治的判断に委ねざるを得ないと思います。
2　今後の対処としては、厚生年金の記録改竄問題ですが、適用事業所（主）のモラルの回復に工夫が必要と思います。
例えば、事業所（主）が会社経営の観点から、標準報酬を引き下げたり、被保険者全員の資格喪失等により保険料の負担軽減を図ったり、ときには源泉徴収した被保険者負担分の保険料の払い込まず滞納する等のことが、あるやに聞いております。事業所（主）は、会社の健全な経営も大事ですが、雇用する社員に対する責任をはたす必要が大切に思います。
3　次に、国民年金の保険料未納問題ですが、その原因は、負担の重圧感でしょうが、国庫負担の引き上げも図られた事でもあり、老後の所得の確保、世代間の相互扶助等のことと併せて、年金制度の安全性を踏まえた、広報を積極的に行うことと思います。

(質問3) あなたが在籍していた・・・・・・・・

私、現職当時、国民年金の保険料未納問題は憂慮していましたが、ほかの問題は、承知していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、・・・・・・

国民年金の保険料未納問題については、当時、私の担当業務でしたので、保険料の前納制度の活用、民間徴収員の活用等を行っていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録担当部署に付いたことがありませんので、具体的なことは知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

毎年定期的に「ねんきん定期便」を加入者に送り、チェックを受けることを確実に実施することと考えます。

この問題は難題ですので、将来ともゼロにすることは出来ないと思いますが、「定期便」のチェックを通じて加入者に協力を求めつづけることが大事であると思います。　(16年改正に「年金個人情報の通知(ポイント制)」の項目がありましたが、一連の年金批判に消され、国民に周知できませんでした。)

アメリカでは、国民一人一人に通知してチェックするよう協力(社会保障庁を助けて〃)を求めているとのことです。

また、ある研究者は「年金記録漏れ問題」は、日本固有ではない。公表していないが諸外国も同様の問題を抱えており、それぞれ工夫がなされているようだ。」とも述べています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人の加入者に対して２冊以上の年金手帳（当時　被保険者証）を発行しているケースがかなりあることは認識していました。

しかし、記録の事務処理方式が手書き作業による「被保険者台帳」から、順次、機械（パンチ）処理に移行し、オンライン方式が実現し「基礎年金番号」が付されたときには、これによって大部分の統合が完了されたものと思っていました。

それでも、なお未統合のもの（戦後の混乱期のものが主と考えていました。）については、老齢年金裁定時に職歴等に沿って記録を探すなど特別な調査をして個別に対応せざるを得ないと理解していました。

未統合のものが５千万件も多数あることは知らず、一般の新聞報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 当時、健保財政の赤字（当時の３Ｋの一つ）対策が、常に社会保険事業最大の課題でありましたので、健保の保険料収納強化、未加入の解消、届出報酬の適正化などを重点に注力しました。

厚年については、届書も保険料納付書も健保と同時処理される仕組みですので、平常に処理されているものと認識していました。

② 国年については、将来、無年金者が生じることのないよう、未加入・未納者の解消、保険料収納（当時　検認）の向上を重点に注力しました。

特に、当時、委任事務として窓口を担当していた市町村の理事者・地域の指導者などに対する協力要請に努力しました。

③ 厚年、国年の記録事務については、対外交渉がなく、事後処理的な業務ですので、平常に処理されているものと判断していました。

④ 以上が現場での経験ですが、当時の社会保険業務の現場は、限られた定員、予算の中で、毎年増加しつづける業務（事業所数、加入者数、受給者数など）の処理に厳しく直面していましたので、上記の①、②に全力を傾注せざるを得ず、必然として③については注力が薄かったものと反省しています。

このことは、社保庁全体から見ても、健保財政の赤字対策、零細事業所の適用対策、無年金者対策など喫緊の事業に忙殺され、５００名近い職員を持

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の整備について全員を整理するのは困難であると思われるので判明しているものは訂正すべきであるが、ある時点で~~改めて~~過去の分は不明として整理する方法がよいと考える。

過去に36年前の報酬(月額(?))をやった様に。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特に認識はしていなかった。
・マスコミ報道において知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金の裁定時において整理されればよいと思っていた。
・法律上年金は我々が請求主義であったと認識しており法律の制度上に問題はあったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たることはありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている「ねんきん定期便」の送付を続けていくことにより被保険者の制度に対する関心や理解が一層深まっていくことと思う。もちろん記録の精度を向上する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年に基礎年金番号制度が導入されたが、その結果番号が複数払い出された者も多数発生し、何番後・番号の一本化(即ち記録の一本化)に向けて本人照会や相談を行ってきたが、一方では最終的には年金裁定が提出された段階で年金記録と正しいとのに整理できるのではないかというのが当時の考え方ではなかったかと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は長期にわたり保管されていくものであるので、年金裁定の段階で記録を整理するという考えではなく、記録に疑いが生じた段階で調査確認をしておくべきではなかったかと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録の分散・不明分については、これまで行った本人への記録照会(職歴記載あるものについては事業所照会も)による記録の発見・統合が最善と考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

④昭和30年代から40年代頃は、未だ「厚生年金制度」に対する事業主、被保険者の関心が薄かったこと。このため

- 複数の被保険者証(年金番号)所有者が多い
- 再就職の都度、新証(番号)の交付を受けている
- 紛失しても再交付を受けず、新番号の交付を受ける
- 氏名に愛称、通称を使う
- 生年月日で、就職時に年齢詐称や、戸籍でなく、実生年月日を使う

などが多く見られた。事業所指導、担当説明会等で指導あるも以外、未だ広報が不足していたことは、反省点である(当時)届出内容のチェック方法も十分では無かった

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

④各種届書のチェック体制の強化(今後)

- 資格取得届に(新規見)氏名、生年月日を確認できるもの(戸籍抄本、免許証など)のコピーを添付させる
- 雇用保険、報酬の確認できる資料の添付

※昭和30年代～40年代頃と現在とでは社保事務所における取扱いも格段に進展、改善がされていると思いますが、基礎資料を大切にすることが重要と思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

確証をもって言えることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

ご協力、ありがとうございました。

平成21年12月16日

年金記録問題について(回答)

[redacted]

質問1

○ 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

● 確証をもって言えることはない。

質問2

○ 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

● 本人から回答のあった「ねんきん特別便」の処理を早急に完了させること。回答のないものについては、インターネット上で公表して回答を促す又裁定時に職歴と照合するなどデータを活用する。費用対効果の面から全国民を対象とした特別処理は今回限りとし、今後は必要とする年齢区分の対象者に「加入記録通知」を継続的に実施すること。

● 裁定時主義が諸悪の根源のように言われているが、長い実務の経験則から編み出されたものであり、むしろ現在よりも充実させるべき。本人と行政が必ず相対する場面なので職歴と十分照合して納得するまで調査を行う専任組織を創設すること。

● 年金記録の誤りが発見されたとき、直ちに正確に復元できる仕組みを確立することにより、年金制度への信頼を取り戻すこと。

質問3

○ あなたが在籍していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

● 年金記録は、制度の根幹をなす原簿であり、保険料徴収と年金給付を行うために長期にわたり正確に記録管理されなければならないと認識。年金記録は、加入者の長い人生の履歴書。管理運営する社会保険庁に課された責任は重く困難な業務。また、正確な記録を確保するためには当事者としての加入者、事業主、市町村の理解と協力が不可欠であると認識。

● 年金の長い歴史を考えると、この間の天文学的な膨大な年金記録(加入、喪失、標準報酬)、諸変更情報、更には法律改正事項を処理する事務処理システムの技術革新がある。特に、昭和30年台以降のCPUシステム及び電子事務機器の開発と発展は目覚しいものがある。紙(名簿、台帳)で管理していたものが、CPUで管理するようになり現在はオンラインで処理している。時代の要請に合致した記録の正確性と安全性の確保が重要と認識。

● 年金記録問題は、1件ずつ見れば簡単な事案であっても、何をするにも大量のデータを処理する物理的問題から逃れられない。大量のデータを処理すればどんなに慎重を期しても一定の確率で事故（エラー）は発生する。重要なことは、間違いを発見したときに直ちに正しく復元できる仕組みが確立されていることである。

● 問題が存在すると知ったのは、社会保険庁が国一元化された平成9年～10年頃か。

質問4

○ 質問3の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（対応）

● 年金記録は、その時々の条件（予算、人、処理システム、社会環境等）のなかで最善をつくして処理してきた日々の積み重ねである。問題事象が後代負担となって存在することは組織にいた者として責任を感じている。

（反省点）

● 年金記録はデータが大量という宿命があるが、問題は個々のデータにある。予算上の制約があったとはいえ、もっと早い段階（基礎年金番号導入時）で「年金記録通知」を出し整理すべきであった。

● 日常的な大量処理と制度改正に追われて年金記録の正確性の確保に対する対応が不十分であった。（安易な2以上基礎年金番号の払い出し）

● 正確性を確保するためには、加入者、事業主、市町村の理解と協力が不可欠である。そのための年金教育による啓蒙、正確な届け出の促進、自己管理責任を持ってもらう対策が不足していた。

● 年金記録は、事実関係に基づいて記録される。事実に基づかない納付記録や遡及喪失、訂正等は排除されなければならない。一部にあった事象が年金制度の不信につながったこと。

● 社会保険庁が国一元化されたときに、国民年金事業の委任事務を住民と密着する市町村から引き上げたこと。（納付率の低下、記録の不備）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が、社会保険審査会の審査係長であった当時、厚生年金保険の老令年金不支給の裁定について、審査請求を扱いました。社会保険事務所の業務二課、県保険課の審査官が不支給と決定して審査会の裁決を求めてきたものです。
私の知る限りにおいては、すべて棄却（不支給）と裁決されたと記憶しております。
その一例を参考までに申し上げますと「何故私が定年まで勤務したのに、年金が支給されないのか」というもので、請求人が勤務した当時の事務担当者、職場を共にした同僚の方々に審査会までご足労を願い事情をお聞きしたところ、異口同音に「あの人は、会社が何回も加入を進めても、「俺は年金はいらん」と強行に拒否し、挙げ句の果ては「会社を辞める」とのまで申し立てた次第です。」との二とであった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和19年6月から被保険者台帳を疎開させ、戦災による焼けのが原の中で、焼失台帳を作成して以来、時代の渡り翻弄されながら長期に渡って必死に記録を守ってきた社会保険事務所の職員等関係者一同の努力の結果が、今日あることを思えば、厚生年金保険の被保険者、受給者の性善説、性悪説はここで問わないが、厚生年金保険（被保険者記録を含む）の正当性は、巷で騒がれているようなものでないことを叱声を覚悟で申し上げたい。
現存の記録以外に、現段階で採用できる記録はないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在まで報道されている事案以外は承知していない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に対する国民の信頼を一日も早く取り戻すため、発表されている処理スケジュールに基づき、確実に実行するのみと考える。

重要なことは拠出者層である現役被保険者（特に若年世代）、が将来に向け公的年金制度は、磐石であるとの安心感を持つこと、徒に日本の年金制度崩壊等の論調は徹底的に排除すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の諸届については、基本的には申請に基づくものであり、氏名のふりがなの付け忘れ等（特に国民年金の被保険者）があった場合、ケースによってではあるが、社会保険事務所によっては、事務処理の迅速性を優先するあまり、本人宛に返戻処理等はせず、漢字変換テーブル等(関係部署に在籍していなかったためあくまで記憶の範疇であるが)で一括処理していた為、裁定処理時点でアンマッチとなる事象が相当数発生しているのではないか思われる。(昭和５０年代ごろであったと記憶しているが、裁定請求時に本人の届出に基づく訂正処理で是正は可との判断がされていた)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

＊ 不整備の書類等はすべて事業主、本人等へ返戻し、行政サイドで機械的な判断はさけるべきと考えている。(今回の一連の記録問題の様に最終的に行政サイドの責となる。)

厚生年金等の適用事業所に係る擬装全喪問題は、当該事業主と社会保険事務所職員とのケースによっては話し合いがあったと思慮(法的要件を満たしていないのに、行政の裁量権を行使したことが違法であることは当然)されるが、社会保険事務所の単独判断による全喪処理はありえないと考えられ、組織的関与は絶対になかったと確信している。

年金記録問題は、全国規模での組織的関与があったかのように一部報道されているが、社会保険庁の全ての職員があたかも犯罪者集団のごとくとらえられたことが、社会保険庁に籍を置いた一員として残念でならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長（国民年金課長） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の記録は従来年金裁定のための位置づけで行われていたため、年金裁定時に本人が申告した転歴で最終的に整理、決定するとの考えに基づき行われてきたものと思います。
従って本人の申し立てた転歴により調査することが基本と考えます。100%記録整理は出来ないとは思いますが、各人の裁定は確実に行われる(必要な記録の確保)ことが第一と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧い記録で戦災・事務所の火災・水害等で失なわれた記録の復元等の心配はしていましたが、日常直近の記録については特別な疑念を持ってはおりません

届出に関する会社、被保険者の年金に関する認識の低さ(厚年手帳の重複取得、取得年月日の遅延、就職の年令制限のため、生年月日虚偽届出等)で記録が分散、不統合などの発生につながるものと思ってはいましたが、質問２の回答のように、就定時に対応出来ると考えていました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金に関するP・Rは相当行われていましたが、現在の年金に対する関心・理解に程遠く、マスメディアに登場することも無く、役所関連の広報では、一般の関心・理解を得るのはむずかしいものだったと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・マスコミ報道程度の情報しかなく、具体的な対応がどのようなものか良くわかりませんが、今行政としてとられている方策が効率的な対応ではないかと思います。

・これまで年金記録管理に携わった者のノウハウを取り入れるのも良いのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中、年金記録に直接係わることがなかったので、今挙げられているような問題等について意識することはありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①国年制度に対するし烈な反対運動が、年金を軽視する状況が永く続いた。
②「年金手帳」は被保険者本人が自己責任で記録すべきで発行したが守られていない。
③年金記録システムは名簿（紙台帳）、パンチカード、紙テープ、磁気テープ等の変遷途中転記による脱落、誤記録を発生する可能性が高かった（特に名寄作業）

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①受給資格は25年（特例10年）だから、[illegible]以降は一応基礎年金該当者として、期間加算をつける。
②昔年の本人申立ての記録不備は、これに会員の副申を付けさせる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①

②

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①

②

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません。

（質問2）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金制度は、高齢化社会を支える重要な制度であると認識していた。
いつ頃からかは不明。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とくにありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

通知文書の裏面には、「*年金記録問題には、次のような事象があります。」として、事象の幾つかが記載されております。事象を細々と分析なされたのですから、その結果に基づいてご検討いただき、また、往時と違って年金記録問題の対策費用として国の予算が充分に確保されていると聴いておりますし、システム的にもレベルアップされていることと思いますので、その事象にマッチした最善の方策を選択していただくのが宜しいかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去には、年金加入記録の担当部署において、限られたスタッフと限られた国の予算の範囲のなかで、年金加入記録（旧台帳）の入力整備等にあたっていたことは聴いております。

平成９年１月、年金加入記録の整備の本格的な取組みとして基礎年金番号の導入が行われ、その時点で年金加入記録の専任部署が設けられことは承知しております。その後、年金加入記録の統合等が粛々と進むなかで、此処にきて年金記録問題として表面化したことにより知ったところであります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題として表面化した段階では、既に退職して相当年数を経過しておりますのでお答えいたしかねます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1)について

過去においては、女子は、結婚や出産により家庭に入ることが多く、将来の年金受給権を取得することが困難であるとして、脱退手当金を受給することが多かったこと。また、事業主も従業員の退職に際して、本人のためと思って、脱退手当金を受給させ、退職金と併せて支給するきらいがあったこと。

このため、被保険者の資格を再取得する際に、新たな番号を受けることも多かったと考えられる。

なお、女子の保険料は、年金受給権を取得することが少ないとして、従来においては男子より低く(い率と)されていた。

(質問2)について

年金記録問題の解決策としては、次のようなことが考えられる。

(1) 住民登録に基づく年金統一番号を設けること。

不突合の原因の多くは、本人からの氏名、生年月日が戸籍と異なることにあると思われるので、当面、資格取得に際しては、運転免許証等により氏名等を確認するシステムを設けることも検討すべきである。

(2) 国民年金の被保険者資格の得喪、保険料の徴収等の事務は、従来行われていたように、地方自治体の業務とした方が適正円滑に行えると思われること。

(3) 厚生年金の適用事業所についても、適用状況を管理すること。

(4) 年金手帳の記録欄を活用すること。

（質問３）について

年金制度が幾つかに分かれているので、適用漏れが生じないようにする必要がある。特に、被用者年金と国民年金との渡りが適正に行われるような仕組みをつくる必要性を感じていた。

（質問４）について

年金制度共通の年金手帳を作成することが実現した。

「実施上の問題点」

（１）年金の統一番号が実施できなかったこと。

（２）年金手帳の年金記録欄が活用されていないこと。

当初、社会保険事務所で記載することが検討されたが、実施できず、本人が記載するようになった経緯がある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・事業主からの資格取得届時において、本人が就職時に氏名、生年月日を虚偽申出をし、多数の記番号を持っているケースがある。

・社保事務所においては、教通されているほど杜撰な処理はなく、適正に処理されていたものと考える。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録の確認について、旧紙台帳と総合すると伝えられているが、膨大な時間と労力、費用を要し、効果は疑問であると思われる。

よって、年金受給直前（4～5年前）の者に絞って、集中的に実施すれば、効果的でありコストも削減できるのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・直接年金記録に関与した時期はなく
具体的な問題は承知していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・上記に同じ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年齢階層（5歳きざみか10歳きざみでグループ分けを行う）別に照合するのが確実になる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]
医師、看護士等 [illegible]に入らない職種の人について未納者の記録を特に問題にはされずっと[illegible]があると思いました。受給権取得時に行政からの呼出しが全然なかったから、保険料納付をしなかったと言われないように、本人自身が確認していた

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で公表されている事項以外に心あたりはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号導入前は、厚生年金、国民年金、船員保険等それぞれ独立して年金番号が付与されていた。
基礎年金番号が導入されても、すべての番号を基礎年金番号に完全に収録することは困難。導入前に死亡されている方(基礎年金番号が付与されていない方)、生年月日を違えて手帳の交付を受けていた方も相当数あると思います。
番号を統合するためには、引き続き裁定前に加入記録を通知して記録の整備を図る。また、本人の職歴等を基に年金裁定時に最終的な確認を行うことも当分必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入された直後に在籍したが、年金番号が基礎年金番号に統一された後は、複数の番号を有する方の番号に対する認識が変わる（基礎年金番号以外の番号は今後使用しない）ため、基礎年金番号へ他の番号を早期に行う必要があると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の記録整備を行うためには、作業量は膨大なものとなり費用、体制等の整備もあるので、数年をかけて行う必要があると考えていた。

このため、①基礎年金番号付与時に他に番号を有していると回答していた方、②略、生年月日等から他に番号を有している可能性が高いと思われる方を優先して整備を図ることにした。

ただ、本人住所の不備、死亡されている方、生年月日が相違して記録が管理されている方も多いので、一回の対応で完全に統合することは困難と思えた。再度、裁定者のある年金時また、年金請求等に最終的な確認は必要と思っていた。

現時点で考えると、組織として年金記録の重要性は認識していても、最終的には年金決定時に整備するばよいとの考えが強い[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録については、新聞報道等で伝えられている長妻厚生労働大臣の指示による対応策で良いと考えます。
厖大な人員、時間、金額が必要ですが、この際、徹底して記録を是正し、将来、もし迷い論が生じないようにしてほしい。
なお、被保険者が氏名や生年月日を偽って届出をしたり、事業主が偽りの納付をした場合もあると考えられるので、不明・不突合の記録を完全に是正することは困難ではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録に関する業務に、直接携わったことがなかったので、問題意識を持っていなかった。
膨大な誤記録があるのを知ったのは、新聞報道等である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人間が扱う以上、入力ミス、転記ミスを完全に防止することは難しいので、これをチェックする体制あるいはシステムが必要だったのではないか。
例えば、一定年数毎に、年金記録を被保険者に通知するようなことも必要であったかも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に努力、統合について。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

遡及して報酬等の訂正、遡及した資格喪失のケースなど問題外と思っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年前後 地方の職場で勤務しておりまして
当時は政府保険の財政事情が大変厳しい中で 日の経済
も不況で保険料の滞納が多く 収納されれば まず
健保勘定に充当するという流れが強かったと考えられます
その結果 年金保険料未納という状態のまま、企業倒産となり
最後は不納欠損処分になった事例もあったと考えられます
当時の債権管理簿から不納欠損処分をした事業所を
リストアップし加入者の年金記録が適正に補正されているか
を確認することも年金記録の正常につながるのではないかと
思います

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本人届出による(年齢制限のある職種のため生年月日の不正申告及び季節労務者等の氏名、脱退手当金の不正申告等)事例

事業主届出による(会計検査院の事業所検査での指摘)事例

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・新しい年金記録について100年以上の期間保管する必要があるため、定期的な年金記録の確認管理を徹底すること。

・事業主における適正な年金記録管理を監査すること。

・年金記録管理のしやすい制度化を図ること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録(資格の取得・喪失)は本人又は事業主の届出等により制度的に行われている。

個人の届出、事業主の届出及び社会保険庁の処理について長期間の記録管理があり、年金制度が複雑であると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金受給年齢に達した時点で本人の戸籍事項(戸籍、事業所名、事業所所在地)等の名寄せにより記録の統合の処理が行われていた。

・1人1年金とする基礎年金の導入と行い年金記録の整理統合が行なわれていた。

年金制度への予算措置が図られたうえで、本人、事業主及び社会保険庁との連携等により、新しい記録について定期的に管理を行うこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項はなし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者、勤務履歴(事業所名・所在地・期間)等の全情報を提示受け、記録(本庁・地方)と突合して補正するしかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特記事項なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記により特段反省すべき点はなし担当転勤に専念ビストをつくした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録については、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁で実施している各種のねんきん特別便の送付などの対応以外の方策を考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(ている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。またそのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、基礎年金番号の設定が重要課題で、その準備業務に取り組んでいた時期。
基礎年金番号の設定により、年金番号と一本化することと併せて被保険者に過去の年金加入状況や被数の年金手帳番号の有無等の照会を行うことなどにより、年金記録の整備も進むと考えていました。
年金記録問題として列挙された事例のうち、
旧台帳の記録は、その使用頻度が比較的低いことからマイクロフィルムで管理されているものであるが、該当の被保険者から年金裁定や被保険者期間確認の請求があった都度、マイクロフィルムの記録も検索してコンピュータの被保険者記録に統合整理され、年金裁定などに反映されるので、マイクロフィルムによって記録の管理が行われていることが問題であるという認識はありませんでした。
他の列挙された事例については、よく知っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の整備ということからも基礎年金番号の設定が急務と考えていました。

現時点で思うと、もし存在年金の被保険者についても、最初から(あるいはできる限り早い時期)住所が収録されていたり、また、基礎年金番号の設定がもっと早い時期に実現できたり、名寄せや本人照会で一層の効果が上げられ、年金記録の整備に反映したことと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 厚生年金保険では制度上、「届け出方式」が基本であることから、記録統合のキーとなる年金番号（複数取得）、氏名、生年月日等において相違がある場合があり、完全な記録統合は不可能と考える。
- 不突合記録を十分な検証も無く統合すれば、他人の記録が紛れ込むことも考えられ逆に不公平が生じることとなる。
- 解決策としては、現時点では「裁定時確認方式」が費用対効果の面からも最善と考える。

　具体的には、年金裁定請求書に記載の職歴と年金記録が不突合の場合、本人が納得のいくまで徹底的に検証する等の対応により解決できると考える。

（そのような対応策を国民に十分PRすべきは当然のこと）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 昭和40年当時厚生年金裁定業務を担当したが、職歴との不突合記録の確認に全力を傾注したとの自負あり。
- オンライン業務処理計画立案時（昭和５８年頃）、同一人の複数年金番号保有、氏名、生年月日相違問題、紙台帳記録問題等、将来、記録統合する際、障害となるとの思いはあった。
- しかし　当時はオンライン業務処理計画完成に全力投球しており、記録統合問題は次の課題と理解

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 業務の合理化反対や労働強化反対を柱とする自治労傘下の労働組合との協議強化が必要だったとの思いは残る。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁で厚生省とともに対応を決定し、取り組んでいることと思いますので、その方向で進めて頂きたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時は年金記録問題という議論はありませんでしたが、基礎年金番号を重複して持つ者がかなりいること、生年月日等を事実と相違して届出している者がいるのではないかということ、手書きの納付帳は古くて汚れ等により将来読みとれるかという心配があること等があり、当時は年金請求があった時点で記録の統合、補正をしていくと理解。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職年が平成9年3月ですので、前述しましたように当時は年金記録問題という議論はありませんでしたが、今となっては もっと早い段階で、今でているような問題がでないよう、問題の把握とそれへの対応をしていくべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者 [circled]
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長 [circled]

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(ありません)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○資格記録と年金裁定等の実務経験に乏しく、御質問の趣旨に副いかねますが、陳腐なことを申せば、
①裁定請求者添付の履歴書の記載内容の徹底的点検
②請求者との面接による不一致箇所の解明の努力と、相互理解
ではないかと愚考します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題あり との点については、最近の新聞等各報道を通じて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答になりませんが、厚労記録の不備発生等の原因が、何処にあるのか分りませんが、少なくとも、人為的なものではなかったと信じています(信じたいと思っています)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録件数に着目するよりも、個々人の記録が完全統合された件数を大事にするなど、国民に安心を与える前向きな方策にカジを取ってほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年の基礎年金番号の導入にも直接携ったが、当時は個々の記録の統合の仕組みを作ることで、将来の記録の統合と、新しいサービスが出来ると信じていた。(年金制度は申請主義であるという考え方に立っていた)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録の存在自体がいきなり出てきたことは、問題を複雑にする何物でもないと思ったが、国民目線で考えると仕方がないと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている対策

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は本人が責任をもって管理していく問題と認識(申請主義)
・消えた年金記録として話題になった頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・資格の得喪、報酬のはあくなど企業側に多くの届出義務や責任の一端を委ねていたと同時に主体管理をしていなかった法整備の不備は大きい。
・昭和50年代のはじめから厚年・国年併せて老齢年金受給者が年間100万人を超えるという急激な増加に対し、事前に年金記録の整備を行ってから裁定を行う余裕がなかった(給付は裁定請求があってから3か月程度で決定すべし)ため、年金の記録整備が後回しになったことは否めない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般に取り上げられ、報道機関が報道されている問題以外は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁において行っている方策が網羅されているものと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~一般に取りあげられ、報道機関から報道されている~~
~~問題のこと以外は良く知っていない。~~

年金記録は、年金の支給が法令の定めるところにより適正に行なわれるよう年金額の算定に必要な事項を事実に基づいて正確に記録し、その記録を長期に亘って確実に保管しなければならないものであることを認識して業務の処理に努めた。

報道されているような問題の発生については、報道機関の報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

報道されているような問題は、年金業務を処理する理念から掛け離れ、特に事実に基づかない業務処理に至っては論外である。

問題の一つに厚生年金保険の脱退手当金の支給の有無をめぐる問題が取りあげられているが、この手当金の受給は被保険者が任意に選択できるものでありその記録は後の年金額の算定に重要な事項であったのにかかわらず不備のものがあったことは残念である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者や会社が意図的に改ざんした記録や入力ミス等あり、また、死亡者や解散した会社もあるため、抜本的な方法は無いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和42年に入庁し、旧台帳を4年間担当したが、既に、別人台帳等も有り、地方庁からの照会にも対応できないものもあった。
記録の整備を行う部内もあり、地道な努力を続けていたと思う。
重複番号の整理も頻繁に行った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人的にやるべきことはやったと考えている。
全体的にみて、給付面に重点が置かれていたと思うが、当時の定員ではやむを得なかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人、物、金をもっと投じて早期解決を望みます。
内閣(総理を含めた各大臣)からマスコミを通じ最低でも月1回は国民にメッセージを出すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は長期間にわたり管理するものであり、また、国民は一生の間（年金制度にかかわりのある間）に多種多様の生き方、生活環境の変化等があることのうえにたって、最終的には自から年金の請求を行うこととされており、事務的には、年金請求時に本人との対面等により記録の確認、確定をするものとして、事務処理システムが構築されていたものと理解しています。

・平成18年9月に事務センターに配置換になった以降において、認識するようになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・正確な記録管理に努めようとした。

（以上）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をある程度かけて本人への照会等により、一件一件照合していくしか方法はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金別に計画的に統合していたと承知していました。
今回の問題の存在は、退職後のマスコミ報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から考えると問題があるとなっていますが、その時代、時代で最善の方法は取られていたと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の電算処理開始にあたり、米国からのスパコン購入(米国からの強い要請?)を行い、その活用方法として社保庁にスパコンを与えられた(?)ような気がする。
当の決定は、現政権(民主党)の国会の中に当時の国民党の幹事長をされていた方が居るのではないか(?)という気がする。勿論認識違いであれば取消しますが、もし居れば、その方はどのような責任をとるつもりなのか、我々事務方だけに責任を押しつけるのはいかがかと思う

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どの程度記録が欠落しているのか等々、事故の内容が不明確であり、回答のしようがない。
(事故内容を具体的に示した上で質問されればよいのではないか)と考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に現状のようなことがあったとは知りませんでした。
知ったのは退職後ずいぶん経過してから新聞等により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長期間にわたり問題が発生していたようであり、
時間をかけても個々の事件の処理にあたるべきではないか。
いそいで解決することによって更なる問題が発生することの方がこわい気がします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題として申し上げることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁が年金記録問題の解決に向けて対応されている方策がよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金を請求された時点で、記録の確認突合をすればよいと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金を請求された時点で、記録の確認突合をすればよいと認識しておりました。現時点でみた場合に、この問題についての反省点としましては、現在社会保険庁が対応している年金請求前早い時期から記録の確認突合を進めてくれればよかったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保障制度全般の国民番号を導入しなければ記録問題は今後も生じると思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格取得届の提出にあたって本人が生年月日や名前をいつわって届出している者（特に女性）が多い
又、事業所の担当者が年金番号を確認すること無く新規として届出している事が多い
これ等が将来の年金受給にあたって事務的に大変な問題になるだろうと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に問題の問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務担当者を集めての事務説明会や、調査官による事業所巡回調査のさいに指導をしていた。

年金に対する一般の意識の低さが原因であり
もっと年金問題として大きくPRが必要であったと考える。（パンフレット等によるのではなくTV番組などでもっと早く取り上げるべきであった）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所の人事異動の際、年金記録の重要性を認識させることである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中年金記録の問題は、全く認識しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、年金記録問題の重要性を認識して、人事異動を考えるべきであると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○昭和42年当時厚生年金の紙台帳は戦災に遭ったもの等多数が不備が存在。
(届出誤り等)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○全件解決は不可能であり、終結宣言を早期に行い、国民の義務意識を高める対策を講じること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 昭和42年採用時には多数の記録誤りがあり、本人の請求で訂正されるものと認識。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 時代が戦前からであり、そもそも正確な管理が不可能だったことをシステム化等の時点で明らかにすべきだった。

○ 5人未満の適用は無理があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が直接に年金記録問題が話題となり、内容については、私自身にニュース等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名、生年月日を持って就私（社会保険の届出）している人がいる社会が理想。
全てを検証（つなげる）することは不可と考える。
ボウ大な予算投入についても検証が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記する事項は、ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の記録について、疑わしい事例については、「特別便」などで確認されているので、これ以外の方策は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた当時は、年金記録問題は、認識していませんし、話題にもなっていませんでしたと記憶しております。

問題の存在を知ったのは、マスメディアが社会的な問題として報道された時です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在行なわれていると考えますが、年金受給時に本人の経歴(職歴)と記録の突合を徹底すること。

また、現役の方には「定期便」を送達されているので、国民各自が重大な関心を持つよう注意を喚起することが肝要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今日、社会保険庁等でとりあげられる年金記録に関する個別的案件では、きめ細かく記録の再チェックが行われているようですが、今後、全体的な未処理案件を処理していくためには、アルバイトとかパート職員など臨時の職員をある程度活用するのは止むを得ないとして、正規の職員による継続的な指導体制、再チェック体制を確立することが必要です。年金機構という強力的な組織になったとすれば、定期的への取り組みが継続よりかわってくるでしょうが、中央・地方通じて再び指弾を浴びないような責任体制をつくりあげることが肝要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁発足当時から10数年は、政管健保の財政破綻と防ぎ、医療保険制度を持続させるための対策が最重点課題であり、業務課を中心とする年金業務部門から記録整備が急がれる主張がなされても全体的な認識は高まらなかったと思います。その後年金相談体制の全国的な整備と核とするオンライン計画が最重点課題として登場してから後、計画達成の最前提は年金記録の整備促進であるとの共通認識が広まったものと記憶します。
当時は年金受給者数もごくわずかで年金業務問題が政治的に着目されることなく、たえず政治問題化される医療保険赤字対策に省庁のエネルギーが費やされ、一方でオンライン化をめぐる労組の執拗な反対運動が続く中で記録問題は後手にまわったといえるでしょう。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身は社会保険庁計画課でオンライン化業務に携わっている過程で記録整備が解決の急がれる不可欠の課題と認識し、内では業務課の体制充実、外では地方からの事故リスト整理促進にできるだけ協力をしていましたが（質問３）記述のとおり、省庁あげての重要政策課題に位置づけられなかったのが実情です。
一方、急激な業務量の拡大に対応する人員、予算の増額はなかなか期待できず、特に慢性的な定員不足に対する地方の不満は強く、地方事務所問題、労組のオンライン反対運動の中で地味で困難な年金記録問題への取り組みは渋滞しがちであったと記憶します。業務自体（事故リスト補正など）はほとんどアルバイトに任せ、中央でも小規模な民間業者に委託するなど、責任ある取り組みができてなかったことも今日、粗雑さが指摘される遠因であろうと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の理解と協力をいただくことが一番大切なことと思います。

ついては、国民に対し、照解に基づく情報を周知したことの是正が一番必要なことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民皆年金制度の年金事業を実施するうえで、色々な問題が生じるのはやむを得ないことと考えておりますが、我々職員は、その改善にその時点で出来る最大限の努力をしてきていると考えております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員は、その事業の発展のため最大限の努力をしてきていると思います。一部犯罪者が生じたことは非常に残念に思いますが、一部をとらえて全体がそうだと決めつけることに憤りを感じています。また、判断の物差しが、現在の基準ですべて過去を判断することに疑問を持っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長　2 県 課長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ社会保険事務所長　2 社保 所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに〇を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・一時期 健康保険財政が悪化しており、赤字解消のため 健保料優先、厚年保険料徴収が後回しがあった。庁手取り方式（健保100%、厚年90〜95%）

・事業主の解散もあり、適用全喪事業所扱いもあった。職権による喪失、被保険者に徹底不足があった。

・脱手支給、不支給で 社保審査官及審査会で 支給（記録不備）は勿論で却下あり ―取り扱い徹底するのか。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・社会保障番号又は国民総背番号が良いのでは

・各制度バラバラの記号番号では把握が困難。

・本人の勝手申立と当該事業所人事記録の再照合
「ゴネ得」は許されない。

・ある程度の年度で割り切り 最低保障年金制度の導入が必要かと思う。（国庫負担）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・旧台帳処理（紙台帳）ではいずれ記録が破綻すると思った。
・氏名訂正、重複取消后の雑処理は事務処理の増大に伴い処理が「あとまわし」になっていた。
・被保険者１人１番号が徹底していなかった。健保記号優先で、確認不足に事務処理していた様だ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記号番号が重複しない様、厳正確認等徹底していれば。他県にまたがる場合横の連絡不充分が反省。
・雑処理の重要性を徹底、研修不足か？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

5人未満の法人事業所等の適用の拡大を実施して来た段階で、事業所の事務担当者に成る正しい得喪処理が難しくなってきたと思われます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

再取得時に取得時点迄の記録への確認を順次実施しておくと記録の確認が容易になる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の紙台帳から現在の記録にするまでの複雑な過程(紙台帳→パンチカード→磁気テープ→カナ変換→漢字変換 等)がくわしく知られていないために世間一般の不信感が強いと思われる

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の納得が得られるまで照合を繰り返すしか方法はないように思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の清算がおった時点で 被保険者から確認をとり、裁定をすれば良いと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時点では問題はないと思っていたが、現時点では少しづつ、でも 完全な照合を進めれば良かったと思う、又、現在言われている国民年金制度をもっと早くから導入すべきだったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特には思いあたらない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在、どのような作業が行われているか詳細は把握していないが、対費用効果の面からも現在の受給権者及び被保険者の記録に絞って(つまり死亡者は除く)、作業を進めるべきだと思います。

・また、作業効率の面からもある程度の"割切り"は止むをえないと考えますが、この部分の給付分については、不公平感を排除する意味からも国庫負担によるべきだと思います。

744 - 1401

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・昭和46年当時、年金に対する認識も薄く、特に中小の事業所の事務担当者は、健康保険証の交付を飛ぐあまり、前歴者（と思われる）についても、本人の言うまゝ、厚生年金被保険者番号をよく確認もせず、資格取得届を提出し、重複して年金番号を抜出すケースも多く見られた。（後で「重複取消届」を出せばよいと軽い気持ちもあったと思う。）

・厚生年金の中間記録及び資格喪失時の記録統合において不完全となったいわゆる事故記録の照会、補正業務が日常業務に追われ、後回しになっている。詳細な調査もできず、事務所からの回答が得られず、そのまゝになってしまったものがあったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・いわゆる「事故リスト」の補正作業にもう少し、人手と時間（予算を確保して）を充てるべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に関し、特に問題があるとの認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかっても、一人一人に問い合せするしか…と思います。
(中には、悪のりする人もいると思いますが、誠意しか…)
これだけ、マスコミ(TV、新聞等)でさわいでも、関心がない人は、ない! だけど本当に一人一人…大変ですが…

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年代中頃…今の業務センターにいました。その頃
不備原籍とか不備記録の話は、あったと思います。
(氏名不備、生年月日不明で不備、男女不明 etc etc)
聞いた、件数は？不明ですが…何せ数が多くて…？と

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応しずとか、しないとかもありますが…まず、人手不足…
予算はない！(とれない!!) 過途期でもあり、まず動いていることが…大事…(何か言ってくれば…修正はしてた！)
(でも、本当に今思えば…どこかで、確れが…でも…と)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にないと思う

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁定請求の時点で徹底した調査、確認を行う方法が良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 旧台帳が存在していることは承知していた
- 基礎年金番号の導入は完全ではないだろうと思っていた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 旧台帳に関しては、請求時に調査、確認をしていたと思う
- 基礎年金番号に関しては、計画から実行に時間がかかったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務所の体制を整備して事務所で行う方が良いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現実の被保険者数より被保険者記録が多すぎると感じていた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○記録訂正のとき旧台帳を全て入力したらどのくらいの時間と費用がかかるか部長命令で積算したことがある。

○前例踏襲に対して甘すぎたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 年金記録には特殊性（戸籍等の確認なく、事業主、本人の申出だけで記録をつなぐ等）があるが故に、(1)、最終的な年金受給時に加入記録を照合、確認（請求主義）、(2)時代の進展に応じた事務処理の改善等 ~~せよ~~ を実施してきました。

2. 現行の処理能力基準で、ことさらに過去を裁いていることや十分な説明を知らされ、聞かされない中で、各方面であおられ、国民は事情を知らないまま混乱している。

3. 「質問」的事に対する答えのようなことは、国民は知らない。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

優先度をつけて、本人の申立てに応じて年金加入の関係を調査・確認している現在の方法を継続して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 当初より、氏名、生年月日の違いがある場合には、システム上、記録はつながっていないことについて認識していた。

2. 事業所を変えるごとに新しい年金番号を取得している場合が相当数あり、同一人の記録としてはつながっていないことを認識していた。（各々に別管理をしていたという認識だったと思う。）従って、請求時確認方式を採用していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金記録は生涯を通じて同じ番号で記録管理することの徹底、周知が必要と認識し、P.R.等の宣伝等をしたことがある。
2. 事業主、被保険者への法的義務づけについて議論したことがある。
3. 昭和46年〜47年頃、当時の行政管理局（庁）は、「各省庁統一事務処理コード」の設定を主導し、検討結果、年金をベースに了承されることとなった。昭和46年度であったと思うが、社会保険庁としても相当な費用を投入し準備したが、「国民総背番号は徴兵制につながる等」で反対があり、政治的判断で中止された。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ○ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後も、「ねんきん定期便」を継続して送付することが、最も効果的な方策と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、年金記録問題を特別に認識していなかった。

止むを得ないと思われる点もあると思います。

例えば、入力ミス等は、大量のデーターを限られた人員で処理しなければならず、一定の割合で発生(検知したとしても)し、防ぎようのないものと考える。

このような入力ミス等が長年積み重なって今日の年金記録問題につながったものと考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この年金記録問題は、基礎年金番号の導入により、顕在化したものと思います。

したがって、この導入の時点において、統合できない記録の対策を検討し、解決すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策を時間がかかっても着実に実施すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題はなかったと思います。
年金の裁定時に本人の職歴と年金記録は突合されてましたし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳記録の時代からコンピュータ時代へと長期間に渡る記録の管理が重要となります。紙台帳記録からコンピュータへの入力に際して更に十分なチェックをすべきだったかに思います。
また、社会保険事務所から紙の記録を社会保険庁へ郵送していたと思いますが、郵送の事故等はなかったのかと考えさせられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 東京都国民年金部 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長 福祉年金課長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、[redacted]勤務しました。このとき、すでに国民年金部では、被保険者台帳などの電算化業務が進められていました。しかして、年金部には第一係から第○係までありましたので、電算化の移行業務の中心的役割は管理係長が中心となって行われましたので、プロセス全般については、承知していない部分もあります。しかし、最終的には、記録業務も含めて適正に行われたものと理解しています。

なお、電算化については、当時、殆んど常態化していたといってもよい職員組合とのやりとり（主として、電算化による人べらしの反対）もありましたが、部長、管理係長を中心に協調路線をベースに成し遂げたと思っております。

当時、都知事は、ご案内の美濃部亮吉知事であられたので、部長は、とくに大変、苦労されたとのことで今でも頭に残っています。それといままでは放置されましたが、私たちの身分の問題、つまり「地方事務官制」の問題もありました。組合側の「スト」といいますが、私たちに関係のないことでも徹夜でつきあわされたことも何回もありました。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 結論的に一言でいわせてもらいますとするならば、やはりいままでのような路線をとってもらう他ないのかなァ…と考えます。本当に申し訳けないと思うのですが……。「第一に言いたいのは、本質的には健康保険のような誤謬は比較的少ないということ。長期間に及び、しかも「社会の保険証」と「社会保険事務所」を混同されるようなことは、北海道の「砂川」に勤務した頃ときどきありました。これからは、こういうことはないと思うのですが、40年以上も以前の話ですが…；「砂川」では、「社会保険相談」ということで、近所の「歌志内」や「芦別」などで、ときどき年金相談もやりましたが、こられるのは、健康保険の相談ばかりでした。今後は、こういうこともないと思いますが…。30年、40年のパターンが通常な制度です。

② 北海道では年末も12/31の午前中、幹部職員だけですが、徴収業務（年金相談窓口）に励みました。しかし僅か00.02％だけ。予定徴収率（道庁と約束）に及ばず、私は頭を「坊主」になりました。これがどうしたはずみか、年前に知られて、あげくの果ては、国会の社労委の話題になったと、のちの5月に聞きました。昭和42年頃、私の話ですが、この当時、同じように行動した人は、全国で私を入れて3人だったそうです。しかし、力、およばず、ご迷惑を[illegible]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、問題化するとは全く思っていませんでした。
新聞紙上ではじめて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

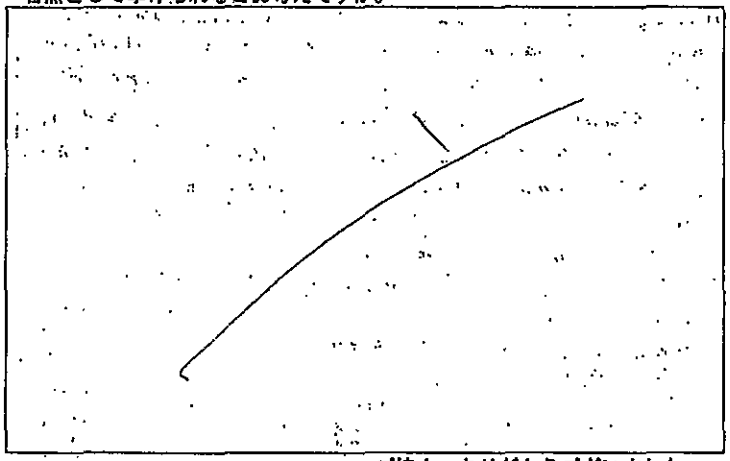

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

至急を付けて是正すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あまり憶えていない(具体的には)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人と金があればこのようなことにはならなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注).「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 手足椎を付与するために（増額改定を含む）時効の撤廃

2 一人一番号の徹底

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

徴収率アップのために報酬を改ざんするのは、言語道断である

新聞、テレビの報道で知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ホウレンソウの欠如

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定請求時に特にキチンと徹底して記録確認することが混乱の少ない効率的効果的な取組みかと認識。
しかしながら、ここまで拡大した年金問題を先送りしますと国民に向けて言える状況ではないので、マンパワーを投入し着々と記録整備するしか方策はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 解消することが困難な問題と認識。なお、裁定請求時には解消。
① 厚生年金保険の被保険者記号番号は、1人複数保有していること。
② 厚生年金保険被保険者記録の生年月日は、就職の都合で住民票の生年月日と異なる（若い）場合があること。
③ 基礎年金番号導入前の厚生年金被保険者記録には、住所記録がなく、かつ、資格喪失後の健康所把握が困難なこと。

2. 問題が存在することを知ったのは、昭和47年4月容易社会保険事務所において国民年金業務に従事したときから。
なお、オンラインシステム関連の事象は、平成7年頃基礎年金番号の記録整備が進められていた頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 昭和40年頃「年金手帳」が導入され、厚生年金、国民年金、船員保険の被保険者番号を1冊の手帳で管理し、被保険者証の紛失や被保険者証の複数払出を抑制する仕掛けがスタートしたが、基礎年金番号制度が導入されるまでは十分機能しなかった。

2. 昭和47年にスタートした厚生年金の記録管理は、当初本庁管理とされたものが被保険事務所に移され、その後電算化により本庁への通達管理とされ、更にオンライン化され、随所で多くの人出を介した膨大な作業があり、記録管理の仕方も改善すべく努力されて来たが、完璧にできなかったということが反省点。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の処理方法が日本年金機構に移行した場合、継続してスムースに処理が行えるか心配している。我々の日も含めもっと積極的協力する必要があると思います。
年金制度全体の改革が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が制度毎に管理されているため、各制度を横断して個々の被保険者の生涯年金記録を一括して把握することが難しく年金裁定時に問題が起こるのではないかと思っていたが、その後基礎年金番号が導入され、基礎年金番号への統合処理が進められたので問題は解決されたと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役の皆さんに大変申し訳なく思っております。
いろいろと事情はありましたが、問題点を十分に把握し、職員、適用事業所の指導、監督を強化し、市区町村との連けいをより一層密にして事務処理を積極的に行う必要があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ⓓ 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在は、退職後(平成19年9月)~~に~~に知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入時のきめ細かな調査の実施が必要であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・(国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金定期便による年金記録の確定処理を継続し、今現在の宙に浮いた年金記録は、時間を要してもーつーつ確認処理を行うことが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年 中頃に報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各制度に跨る個人の情報を確実に把握する統一的なシステムが必要と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現役の皆さんにはご苦労をおかけしますが、速やかに未統合記録や滞納記録の整備を図り、一日でも早く国民の信頼を取り戻していただきたく、祈るばかりです。

問題解決には、本庁、地方庁が一体となることが肝要と思います。この意味から地方庁取扱との意思疎通の強化と徹心して現場職員に対する研修の充実が必要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○40数年間の社保生活でしたが、その時々を一生懸命に努めしてきた思いで満足しており、誇りにさえ思っていますので反省点はありません。
ただ一つ、制度的なことですが、皆保険・皆年金下では、戸籍とリンクした国民総背番号制の導入が必要だったのではと思っています。

○本調査に当って、質問に具体性がないため要旨がわからず回答できない事項がありますので、例えば年金記録問題の事案の中の遡及訂正についての質問ということであれば、それなりの回答ができますのでよろしく。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題について詳しく承知していないので、思いつきですが、
特別時限立法により、裏付資料のない申立人については、その一部(例えば資格期間の半分など)を認めて完結させること等をしないと、いつまでも問題の解決が困難であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険に在籍中は認識していませんでした。
マスコミ報道で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険の一職員として一生懸命に取り組んできたつもりでいましたので、このような問題が発生したことを極めて残念に思っています。
今後の課題として、コンピュータが発達しても、人間の行うことですから、国民一人一人(事業主)一市町村ー国(年金機構)それぞれのチェック体制を完全に行うシステムづくりが問題発生を解消(防止)につながると思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人における年金記録確認を基本とし、記録が漏れている内容について、現時点で保管している記録から調査すべきであり、本人申請だけで記録統合はできない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給権者からの年金申請の際、基礎年金番号記録に本人からの被保険者期間に漏れがある場合は、業務センター及び適用事業所の管轄社会保険事務所に照会・調査行い、基礎年金番号に記録統合し年金裁定を行ってきた。

また、基礎年金番号に各制度の被保険者記録を統合する際に「氏名・フリガナ・生年月日」がキーワードであり、過去の適用届の事務処理において、被保険者本人や適用事業所からの申請誤り、紙台帳への記載誤りや入力誤りが原因で、未統合の記録が約５千万件発生したと思われる。

この問題の存在は、記録関係業務に携わったことはなく、社会保険事務局長着任からの認識である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金特別便の対応を通じて、年金受給者・年金受給権者・被保険者への誠実な対応を行ってきました。

また、反省点として未統合の記録約５千万件の記録を年金申請の際に抽出・統合することとしていたが、過去における基礎年金番号の統合の際、一度、本人へ記録照会をしただけであった。回答件数が少ないといっても未統合記録の照会を本人に何回も行うべきであり、保険者としてその責務があった(財務当局への予算化・労働組合対応含め)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 事業主の不正確、大巾な遅延の届出が、不問とされている。
2. 「社会保険あり」と、採用広告に書かれる以前は、事業主も被保険者も、社会保険など無視していた、いまさ歩という感がする。
3. 脱退手当金は、企業の退職金と混みにして取扱われ、受給した記憶がないのは当り前であり、逆に、脱退手当金の支給記録は、台帳に載せられていないケースが多いと思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 5千万件の記録と称する中味が明確でないので解決方策など、不明である。
2. 加入者自身が、加入記録を、~~保存で~~公認されたものとして保存できるような方策を考えるべきと思う。
3.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 国民年金に関しては、全くノータッチでありわからない。
2. 基礎年金番号の付与方法がわからないので、原年との未統合の意味がわからない。未統合と知ったのは公表されてからである。
3. 原年記録に問題ありと感じていたのは、昭和28年頃からである。その後年金給付裁定事務に担当し思ったとおりであった。
   (1) 原年番号単一性の世間一般の認識不足
   (2) 戦中、戦後の大量産業、解雇の困乱
   (3) 戦災火災等による記録の復原の困難

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 老令給付がはじまり、年金大売出しの時点で記録不備は制度上の問題として誰もとりあげなかった。現に発生している個別裁定請求に、個々に照会事務で対応するしかなかった。
2. (質問3)で答えたとおり、社会一般の~~記録~~年金に対する認識の欠如、記録の分散、集中のくりかえし手書き→パンチカード→コンピューター等の切り換えなじやむを得ない面も多いと思う。
3. 年金加入期間通帳、もしくは、年1回の記録通知等行っておれば防げたのではないかと思う。
4. 17年制度発足当初から経過年金を支給する等行えばもっと、全国民が年金記録に注意できたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ⓒ平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長（本庁課長補佐） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. ⓔ社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

小生が社会保険事務所に出向していた若かりし頃の話ですが、女子の脱退手当金の請求が多い事業所があり、調べてみると、女子の退職に当たり、本人のハンコを受けとり、本人の知らぬ間に厚生年金脱退手当金請求書に印を押し、受領委任で会社が受け取り、「仕事を良くしてくれました」とのことで、退職金に上乗せして脱退手当金を渡し、本人は有難い会社だと感激し、脱手の受給は知らぬまま、後になって、厚生年金の脱退手当金受給（旧台帳に記録されている）により厚年期間が足りぬこととなっているケースが多いのでないでしょうか。事業主がいいかげんなので、本人がハンコを預けることの問題です。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚年脱手受給の記録がある場合は、絶対に厚年期間に参入すべきではありません。本人に記憶が無いと言っても、訂正されるべきではありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、長期間管理が必然であるが、より以上に厳密に扱われるべきこと、昭和36年の皆年金発足時から論議されていました。国民皆医療保険に次いで、国民皆年金は大きな旗じるしであった時代で、清濁あわせ飲む感の手ぬかりがあったのかもしれません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

小生、昭和39年年金局年金課の業務係長となり、長期間にわたる年金記録保全の重要さを上司に申し上げましたが、給付受給はまだ先のこととして、上司の受けとめ方に甘さがあったと思います。当時の局・課長及び課長補佐の方々、いずれも優秀な人材だと思いますが、すでに亡くなられており、残念の極みです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在公表されていることは外は知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金相談を受けた事例で、厚生年金保険の取得時の2〜3月位の取得年月日の誤り、国民年金については、短期間ですが、保険料を納付したけれど、未納期間になっているとの相談がありました。現在、政府において、この種の問題について論議されていると報道されていますが、早急にご検討下さることをお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この種の問題があると認識していませんでした。
厚生労働省からこの種の問題があることを公表されましてから、知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被付険者、年金受給者にとって、年金記録問題は、重要な意味を持っていますので、今後とも慎重かつ正確に処理していくべきものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状で各種の対応が行われているが、その対応を早急に進めることが重要

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 国民年金の保険料収納率の低下が将来の年金受給に支障をきたすと認識していた
- 基礎年金番号の未統合、旧台帳の未収録記録があることについては、知らなかった。
- 漢字をカナ変換した際に被保険者名が正確に入力されていないものがあると考えられる。
- 標準報酬の訂正については不明であるが、5人未満事業所の強制適用後、新規適用当初から保険料未納の事業所について、事業主と合意のうえ遡及して資格喪失させたケースがあると聞いている

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 国民年金保険料の未納については、土日に集合徴収などの推奨を指導し、効果があったと考えている
- 5人未満事業所の強制適用は事業主の事務体制等に乱発理があり、強制適用廃止の制度改正とすべきであったと反省している。
- その他のことは質問2のとおり。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年頃、社保の適用課に在籍していた時、当然、厚生年金番号があると思われる者についても、新規取得者として届出がされていたが、会社の社会保険担当者も厚生年金記号番号の重要性を認識する必要があると思っていた。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金定期便で、職歴をくり返し知らせることと、本人のメモと思われる記録については、現行と同様に通知を継続し、1件づつの解消すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「問1」で心配していた同一人の重複厚生年金番号については、
裁定請求の際職員の申出により整理されると思っていた。
未統合記録の5千万件については、各種の報道によって知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、もっと早く、現在の年金特別便、年金定期便を
行うべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

年金の業務に従事したこともないし、社会保険庁在職中も問題があることを見聞していません。

[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題に国会で質問があり、社会保険庁はじめ政府においてその対策が立てられたときは、調査を全被保険者にまで広げて一挙に行うよりも、年金受給年齢に近い人から順次調査する方が、迅速に解決できるのではないかと部外者の立場で見ておりましたが、現在の時点では、この事務に精通した人の知恵を借り、いわゆる人海戦術で取り組むほかはないのではと思います。ただこの調査はある程度公権力を行使しなければならない場合いもあるかもしれませんから、社会保険庁が庶庁になると相当困難があるのではと気になります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が社会保険庁に在籍していたのは
[redacted]
でしたが、年金記録は年金保険部業務課で適正に行われているものと考えていました。当時は年金より日雇労働者健康保険の廃止をはじめとする医療保険の問題が庁の最大の課題でした。年金問題の存在を知ったのは近年になり国会で論議が始まり、ジャーナリズムで取り上げられてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご質問4の前半は前記のとおり問題の所在を認識していませんでしたので対応についても考えたことはありません。
後半の現時点での反省点は。有識者の指摘されるとおりであろうと考えますが、それに加えて、社会保険の行政事務と担当していた地方事務官の仕組みを廃止したことも、監督の面と市町村との連携の面でマイナスになったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は[redacted]の職にありましたが、当時発足当初からの一部政党や労組の強行反対にからめた国民年金制度反対の運動が激しく未適用者が多かったこと、また保険料納付が印紙を台帳にはる方法を建前とし、また保険料額も200円程度と低かったこと、また個人の納付記録については他の課（業務課？）が担当しており一般にコンピューターの知識が低かったこと等の事情もあって、国民年金制度の趣旨を普及し未適用者をなくするよう努力することが何よりも重要な課題であった。そのため、全国各地や関係団体の間を、かけめぐったことでした。したがって年金記録の問題を、特に問題として意識したことはなかったと思います。

（40年以上が経過しておりますので大分記憶もうすれております。）

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別に意見はありませんが、将来の問題として考えれば、医療保険制度との関係を考慮し制度を抜本的に整理し、医療保険適用の記録からもチェックできる方法はないものかと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問1）に述べたところですが、（国民年金については）当初保険料納付が印紙納入を基本としていたこと、その後はスズメの学生といわれるような仕組であったこともあって、特に問題と言われる程の意識はありませんでした。個人個人の記録の問題は担当課（業務課？）で研究していましたが、一般にあまり知識のないコンピューターがらみの問題として議論することはなかったと思います。

むしろ、制度の未適用を開拓していくこと、また制度を魅力あるものとするため、給付を魅力あるものとするため、保険料の引上げをどのようにして行っていくかといった問題に手一杯であったように思います

年金記録の問題の存在は国会の問題になってそこで取り上げられて初めて知りました。ただ前々にいわゆる特例や附則ができて、複雑になるにつれ、記録の問題も大変だろうなとは思っておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金制度については制度発足以来、中央、地方を通じて、その普及推進と制度改革のため、死物狂いで努力しましたので、全く悔いるところはありません。

ただ、強いて反省点としてあげれば、記録の問題は制度運営のため必要な事務的、附随的な問題としてしか考えていなかったというところがあったかもしれません。しかし、当時としてはそんな余裕も余り無かったといえるような多忙さであったことも事実です

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険大学校の校長をしていたため
で年金関係の業務についたことはありません
従って年金記録についての知識は全くありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

何もありてありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別の方策も持ち合せておりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピューターで立派に管理していると思っていました。
知ったのは新聞紙上をにぎわせるようになってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員の意識の問題と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では社会保険庁の資料を整備することが必要ではないですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時はこのような問題があることを
知らなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応の仕様がなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上（医療保健部長） b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ※平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本庁勤務は医療保健関係のみであって
年金関係についても全く承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上につき残念ながら思考するところ
ございません
医療費問題に専心しており、年金について関与も認識
の機会全くありませんでした。
ともあれ、平均寿命の延長は[illegible]厚生関係へ[illegible]我々の努力が
貢献しているか、誇りと自信を持って皆さんと堂々と行くべき[illegible]を[illegible]
お達者で頑張って誇りと[illegible]下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

上記のように問題を認識する機会はありませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同じくがような問題について機会なから
申すといたし兼ねます
不悪

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本・庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞、テレビで報じられている方策を、大変だと思いますが、精力的に進められる以外にないのではありませんか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、耳にしたことはありません。

問題の存在を知ったのは、マスコミで報道されたときです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおり、現職時問題を知りませんでしたので、対応はしていません。

また反省点も特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して30年以上になり、年金事務の現況などについて全く認識不足のまま云々することを控えさせていただきます。

ただ、年金の運営を取り巻く厳しい状況の中で現役の諸君がめげることなく、健康していることに深謝し心から応援しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍は法の施行後かなり早い時期でした。事務運営は手探り状態で国民年金は
発足当初の混乱が続く。また制度の目的や内容が国の隅々まで熟知されているとは
言えず、国民一般の年金への関心が今一つ盛り上っていない頃でしたので、
中央でも、第一線機関でも社会保険の業務運営の最大の課題は、制度の普及の徹
底、未加入者の加入促進に集中されておりました。地方事務官制度の体制の元で
業務運営の実務は都道府県の担当部局にお願いする体制がとられて
いました。中央では、定期的に第一線の実務を掌握している都道府県当局から
都道府県の年金加入者、保険料の収納状況（納付率）等をまとめて報告をとり、
年金制度の運営状況の全容を把握していましたが、第一線にその整備
管理をお願いしている加入者個人の年金収納記録等まで、何処まで
適格に整っているかということは、本省では確認できていなかった
のではないかとの不安があります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に、今回指摘されているような大きな間違いが生じていたことを
知ったのは、最近のことです。制度の運営、第一線機関に頼っていた個々人
の収納記録の整理などは、全て、とどこおりなくできているものと
信じていました。今考えるに、若しその記録の整備などに誤謬
が生じていたとするならば
①制度運営の急速な展開に伴って激増する業務量に対応するため、
第一線機関等で止むなく業務に不慣れな臨時職員を沢山投入せざる
を得なかった実態が生って記録の作業における整理などの過程で
思わぬ誤謬などが生じたことがなかったか。②当時、関係職員の一部
に、激増して行く業務量による過重負担を嫌い、制度の進展を必ずしも
心好しとしなかったグループがあり、これが業務の円滑な進行の
障害になっていたことがなかったか。等々の当時苦労した問題点を
思い出して、
この調査で、国民年金の発足した当初の頃に、保険料の収納記録の
整理などには、あまり大きなミスが少なかったという結果が出てくることを
願っております

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	[illegible] 退職者
所属	[illegible] 本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録は、昭和20年代、関係者の大きな関心事であった。その多くが空襲で焼かれ、原簿等を復活する必要があったせいである。余談ながら、戦時中、厚生年金の記録は、疎開先もあり、[illegible]の女子生徒で行われていたという。昭和28年当時も、厚生年金課は本庁で一番大きな課で、100名以上の女子事務員がおり、その中から最初のミス日本が出たりしている。つまり一円残りをすすみ、我が国の復活を担う意気込みがあった。
内政がやりにくくなったのは、年金がほぼ達成し、経済繁栄もあって世界一流国として力を出しきり、[illegible]一種の燃え尽き状態ではあるまいか。その後の事務処理にて失敗を招くことになる(2)
近代機器の活用は当然として、単純で地味な仕事の繰り返しには若手、現場職員を向かわせ、生き甲斐を感じさせなくなった。若い、華やかな福祉施設の実現が~~華やかな仕事~~注目を浴びる。記録などは「下」の仕事と化した。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今回の改革・改善をねばり強く実行すること。いかによいこと、大事なことでも、大臣の仕事を号令一つで出来るなら、昭和30年代末の国民年金の未適用、未徴収の一掃も可能であった筈である。
なお、いかに被保険者・年金受給者へのサービスを徹底しようとしても、「権利に眠るものは保護されず」の格言は生きてくる。
全部保護可能、100パーセントの達成をねらうなら、一種のファッショ的手段を行使し続けるしかない。そして、他の多くの福祉的分野の懸案を犠牲にしてしまうというか、押え込んでしまわなければ、実現がむずかしい。宗教心の薄い我が国(キリスト教国に対して)として、義務教育上に、年金を取り上げてもらうのも重要である。余談になるが、私は文部省に交渉に行ったことがあるが、優先順位として、無理であった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を知ったのは、最近の直へ3年のことである。私は、[redacted]に勤めたが、当時の[redacted]は、記録を年金制度の根幹と位置づけ指導されていた。
たとえば、同一姓名、同一年月日誕生の者が何十名もいるという事実があり、人名世界の記録は複雑怪奇である。
今回の記録問題は、その背景に迷うことが出てくるにせよ、結果として、事態は将にその通りになってしまった。
なお、30年前後には、パンチカードの実施が進み、また、年金相談が一般化すると、職業を含む専門（化）職の相談部を設立し対応せねばならぬとの構想があった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の年金行政は、国民年金が主になるが創設期では適用率、検認率が中心で、記録についてやかましくする等したことはない。
なお、年金の不知、事務の不達成などのツケは保険者側の市町村と県と国ではなく、すべて皆、被保険者というか住民側に生じる仕組になっているのが、国の法制であると強調してきた。
結果もNHKも、真剣なこのPRを、かなりバックアップしてくれたが、焼石に水であった。もちろん、国民主体の行政が一般化した現在、このような認識は逆転しつつある。
年金反対者、加入拒否者、保険料の恒久未納者（大阪府では自ポテと呼んでいる）の記録こそ（しっかり市町村記録に残しておくこと。）将来大騒ぎをするのは彼らであるからと指導してきたが、今から考えると、アベコベのことをしてきたことになるのではあるまいか（笑）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

健康保険担当だったので、まだ判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識がありませんでした。

知ったのは最近です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従って、お答えできるものはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不知

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

格別の意見なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

当時は被保険者が所持保管する国民年金手帳（印紙貼附）とこれに照応する台帳方式であり記録についての問題意識はなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問３）の回答のとおり

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そういう問題は、存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、年金記録問題検証委員会の報告等を受けて、関係者の方々が、広範囲にわたる対策を進めてきておられまして、成果が上がってきていると伺っております。

私としては、中でも年金受給者及び現役加入者との接点を大切にする意味で、巡回相談、企業等における相談機能の充実等相談体制の拡充は、重要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、在籍時に、特別の認識はありませんでした。

この問題の存在を知ったのは、近年、その深刻な状況が明らかになってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の事情により、特別の対応はしておりませんが、社会保険庁に在籍した者として、今回の状況は、まことに残念で、深く反省しなければなりません。

今後、「年金記録管理に関する基本姿勢、年金記録管理の正確性確保に対する認識」等に基本的問題があったことを反省し、意識改革、業務改革を推進する」ことを提案された、前記委員会報告を踏まえ、体制の改革が要請されていると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]
[redacted] 年金実務を担当していないので、特に思い当たることはありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最近の年金のデーター処理の実情を正確に知りませんので、具体的な提案はできませんが、以下のように考えます。

(1) 過去に起きてしまった問題については、人員の動員や予算の確保によって、調査に全力をあげる以外にないと思います

(2) 同時に、今後このようなことが起こらないようにすることが重要ですが、そのためには、最終的に社会保険番号、あるいは国民番号制のようなものが必要と思われます。しかしこれは国民のプライバシー保護との間に矛盾が生ずるので、なかなか困難な課題だと思います。

(3) この問題に対する深刻な反省は勿論必要ですが、問題となっている記録は、全記録量の中のごく一部分にすぎず、年金制度の根幹をゆるがすものでないことを一般に理解して貰うことも重要と思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

約30年も前のことで、すべての記憶が不正確ですが、年金の記録問題をめぐる当時の情勢は、以下のようなものだったような気がします。

(1) 記録に不備があっても、最終的には、年金番号、氏名、生年月日等の照合や企業への問い合わせ等により、ほとんど解決できると考えていた。

(2) しかし、人間がすることですから、インプットの誤操作や法令に基く諸届の不正確さ等特殊な事情が重って、将来問題が発生するかもしれない危惧はあった。

(3) 国民皆年金制が実現した上で、年金の記録業務は、実に膨大な作業量を要するものであり、オンライン制の確立などコンピューターシステムを整備することが、業務の省力化、迅速化、正確化を図る上で最大の急務と考えられ、そのための予算、人員の確保が最重要の課題だった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この度の年金記録問題は、本来は誇るべき国民皆年金制度を我が国で実現した過程において、発生した大へん残念なエラーであったと思います。

結果的に見れば、私の在任当時でも、過去の記録の修復や点検作業に着手すべきであったことになりますが、当時は未だ年金受給权の発生する者の数も少なく、最優先の仕事にはなりえなかったと思います。

私の公務員経験によれば、いかなる部局に所属していた時でも課題は常に山ほどありましたが、予算、人員の制約があり、その限界の中で実現できることは多くありませんでした。

組織の中の一員として働く公務員の不作為の責任を問い、一がいに怠慢であったと云われるのは心外です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な量の記録を、人手作業で処理するのは、非効率であると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和47年計画保険定も、これに対処するためと考える。電算処理によるオンライン計画を構想し、研究する体制をとろうとした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無い。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題に挙げられている事象として「オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件ある」との記述があるが、約5千万件の各種メルクマールによる分類は知れされてない。したがって この質問に対しては何とも答えようがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格（適用）についての部署があって、その部署で処理をしているのであるから このような問題があるとは思ってもみなかった。
問題の存在を知ったのは、長妻議員の国会質問による

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合の反省点についての答え。
常識的ではあるが業務が適正に行われているか否かについての監査機能の充実強化であろう。（銀行業務における この種の監査的対応など参考になろうか）
ただこの種の監査ということは"疑って掛かる"という 観点に立てば その種の業務に従事する公務員の[illegible]は 増大するであろう

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く把握していない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けて、どのような方策をとればよいとお考えですか。

設に設立された方針をブレることなく遂行するのか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、香川県国年課と社保大学校を通じて率直に言って問題意識はなかった。
専ら関心を払ったのは国年未適用者問題（人数の推定とその解消策）であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

解答にはならないが、研修制度（主として社保大学校）を社会保険全般のかかえる諸問題の改善及び解消のために有効にリンクさせてほしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在計画されている対策を、地道に推し進める。

特に、国民個人個人へのアプローチを辛抱強く継続する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代中頃、膨大なデータが紙台帳として山積していた。これを、当時、発達しつつあったコンピュータを活用し、記録を管理し、整備するプランが考えられていた。

①「データそのものに、中々の誤りが混入している」、「事務処理の際誤記や誤入力」の可能性がある。

② カタカナ入力の時代であったため、同姓同名同生年月日が相当あり得るなど、個人特定の方法を工夫する必要がある。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応するための努力が、すでに、続けられて来ていた。
このシステム研究のためのチームで、更に、検討を深める作業を継続した。
今日のようなコンピュータ能力ならば、方策は色々考えられたであろうが、当時のレベル及び我々の先見の乏しさを残念に思う。
今日であれば、現在の能力及び近い将来実現するであろうレベルを踏まえて、思い切った計画を策して、この国民的な重要課題に対応したいものである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決のため、関係者の協力を求めるべく努力をして下さい。協力することがあれば、協力します。